

伯領フィンチユガウにおけるラント法的構造 (一)

—— 領邦ティロール成立史序説 ——

若 曾 根 健 治

はじめに

第一章 伯領フィンチユガウの内部構造

第一節 ラント法

第一 ラント・フィンチユガウと伯裁判所

第二 ラント・フィンチユガウの存立基盤

一 農民団体と領主層の展開

二 伯裁判所の実力基盤 (以上、本号)

第二節 証人団

第三節 伯領フィンチユガウの書記官

第二章 伯領フィンチユガウの変容

むすび

はじめに

中世ドイツの領邦国家がその内部機構の上で一個の国家としてほぼ完成の域に達したのは一四・一五世紀のことである。しかし、この時点に到るまでにすでに領邦国家史は永い歴史過程を持っていた。そして、ドイツ領邦国家形成史の初めの部分は通常ランデスヘルシャフト(Landeshererschaft)成立史として取り扱われており、それは一二・一三世紀の時期に相当した。本稿で問題とするのは永い過程にあつたドイツ領邦国家史のこの時期である。

ところで、ランデスヘルシャフト成立史研究はほぼ次の三つの観点からこれを行なうことができる。(イ)ランデスヘルは国王との関係でいかなる官職上の「権原」(Rechtsstamm)に依拠したか。(ロ)およそヘルは領主制的「支配」(Herrschaft)をどのように手もとに集積することによってランデスヘルとなり得たか。(ハ)ランデスヘルが一個の「ラント」(Land)に対する支配者であるとき、このラントを構成した要素はいかなるしくみの中で維持されたか。これら三つの観点はおのおの別個の論理構造を持っており、このためそれらを相互に混同してはならない。無論このことは、一つの具体的な領邦国家史を叙述しようとするときには、これら三つの観点が相関連しながらそれぞれ独自の役割を果たす、ということを決して否定するものではない。本稿はそれらのうち主として(ハ)の観点、すなわちラントの構造論を中心に据えてランデスヘルシャフト成立史研究への一つの予備作業を行なおうとするものである。このための個別研究の舞台を領邦ティロール(Grafschaft Tirol、創立者、ゲルツ伯家出身ティロール伯マインハルト二世、統治年一二五八年—一二九五年)に求めたい。

さて、ラントを問題にしようとするとき、何よりも例えば領邦バイエルンに代表される部族ラント、領邦オーストリアに代表される辺境ラントが直ちに想起されよう。しかもこれらのラントは帝国国制上大公領という支配構成体の名で現われた。このためランデスヘルシャフト成立史研究は、通常このような大公領が考察の中心に据えられ、それ

故に大公領が先ず何よりもドイツ領邦国家を代表するものと考えられてきた。⁽¹²⁾しかしいうまでもなく、領邦国家のうち比較的大きなそれをとつてみただけでも、すべてが決して大公領に由来したわけではない。本稿で対象とする領邦ティロール成立史がこの例にあてはまる。つまり、領邦国家史の上ではここで問題とする領邦ティロール成立史は大公領の場合とは別の類型に属したのである。すなわち、後世領邦ティロールを構成した諸地域は、一二世紀にはもはやバイエルン大公領のように部族の伝統に根ざした領域⁽¹³⁾ではなく、またオーストリアの新大公領のごくもともとそのに辺境領が置かれ、そこで辺境伯が辺境ラントの貴族に対し大公類似の権力を行使した領域でもなかった。これに対して、後世領邦ティロールを構成した諸地域は、トリエントおよびブリクセンの両司教が国王より譲渡された幾個かの伯領(グラーフシャフト)によって被⁽¹⁴⁾われていた。従つてランデスヘルシャフトの担い手となつたティロール(城塞)の伯は、司教権力と対峙する中ではじめて、これら幾個かの伯領から統一ラント(einheitsliches Land)を新らしく別個に形成せねばならなかつたのである。この点で大公領の場合と違つて、おのずと領邦ティロールの成立史はより複雑な過程を辿らざるを得なかつたといえる。けだし、大公領においては、部族大公領にせよ地域大公領にせよ、その当初に組織された大公の上級ラント裁判所(ein oberes Landesgericht)の中に、後世の領邦国家を生み出した要素(すなわち統一ラントの構成要素)がすでに働いていたが、これに対し、後世領邦ティロールに相当した領域全体には元来このような固有の上級ラント裁判所は組織されておらず、それはティロール伯によつて司教と共同し、あるいは司教に対立しつつはじめて新たに形成・獲得されねばならなかつたのであつた。⁽¹⁵⁾それ故に領邦ティロール(史料上はグラーフシャフト・ティロール⁽¹⁶⁾)と呼び得るものがほぼ完成したのは、大公領の場合と比べて遅く一三世紀の末期であつた。それにもかかわらず、ここで注意しておかなくてはならないのは、領邦ティロールはバイエルン、オーストリアの大公領と同じく、統一ラントであつた点である。⁽¹⁷⁾このことは、たとへ支配者の家系が断絶したときも(ちなみに、マインハルト二世のティロール伯家の男系は一三三五年に断絶)、

これによって領邦テイロールの領域は地域的に再び分断してしまふことなく、独立のラント・テイロールとして帝國制の中で固有の位置を占め得たことを意味する。このように見てくれば、このラントを構成する要素が果たしていかなるものであり、それはどのような構造を持っていたかの先述 (ハ) の観点から、領邦テイロール成立史を問題としようとする根拠が理解できたであろう。

さて、以上の問題関心から本稿が対象とするのは、永い領邦国家史のうちでテイロールのランダスヘルシャフト成立史の端著、ないし領邦テイロール成立の萌芽の問題である。従って、取り扱かう時期も史料上主として一二世紀後期から一三世紀の三〇年代頃までである。研究史上は普通一三世紀後半期ゲルツ伯家出身マインハルト伯によるラント・テイロール形成史が本格的な領邦テイロール成立史と見なされており、これに対して、本稿では従来あまり顧みられなかつたそれ以前の時期に焦点を合わせ、これによって領邦テイロール成立史研究の予備作業を行なおうと思うのである。本稿の副題を領邦テイロール成立史序説とした所以はここにある。

ところで、先に、領邦テイロールは一三世紀の経過中に司教所属の幾個かの伯領が合一して新しく統一ラントに形成されたと述べた。そこで本稿ではこれら伯領の一つ、伯領フィンチュガウ (comitatus Vennstensis, Grafschaft Vinschgau, 一〇二七年トリェント司教がコンラート二世より取得した) を特に取り上げてみたい。⁽¹⁶⁾ そこで先ず、この伯領のラント法的構造 (die landrechtliche Struktur) を考え、この構造を支えた三つの構成要素たる、(イ) ラント法、(ロ) 証人団、(ハ) 伯領の書記官、の分析を試み、ついで、どのようにこの伯領が、領域権力樹立というテイロール伯の政治的志向の中で、変容を受けざるを得なかつたかを探りたい。以上二つの作業を通じて、後世テイロールの統一ラントを構成したはずの基本的な要素 (Wesensmerkmal) をその端著ないし萌芽の形において明らかにできらると思う。但し、伯領フィンチュガウを対象とするのみでは十分課題に答え得ないときに、そして特に伯領フィンチュガウと構造上比較するためにも、隣接のホーツェン伯領 (comitatus Bauzani, Grafschaft

説 Bozen. これはすでに一〇〇四年トリエント司教がハインリッヒ二世より得ており、同じく一〇二七年に確認を受けたる)の場合を以ては取り上げざることにするであらう。

論

(一) この観点からのランツナムク・ルシヤノフ研究の典型は、G. v. Below, *Der Ursprung der Landeshoheit*, in: *Territorium und Stadt* (1923) を挙げて得る。

(二) この観点からの研究は、Th. Mayer, *Der Staat der Herzoge von Zähringen* (1935), in: *Mittelalterliche Studien* を挙げて得る。

(三) W. Schlesinger, *Die Entstehung der Landesherrschaft* 1969, 13. 世に「シヤーンンガーは「アドリッヒ・ルシヤノフ」の「アドリッヒ・ルシヤノフ」と同じく「ランツナムクと人民とに対する貴族の支配」(die adlige Herrschaft über Land und Leute)を規定してゐる」(Herrschaft und Gefolgschaft in der g.-d. Verfassungsgeschichte, HZ. 176, 264, 271; Landesherrschaft der Herren von Schönburg, 168, 172)。この「Herrschaft über Land und Leute」の内容が無規定・不明確であり、従つて彼のこの考察態度には賛成できない。

(四) この観点からの研究は、O. Brunner, *Land und Herrschaft*, 1965, を挙げて得る。

(五) マイン・ハルツは、一二八六年一月アウクスブルクで国王ルドルフから大公領ケルンテンを授封され、帝国諸侯に叙せられた。一四〇〇年頃はじめ史料に名を見せたティロール伯兄弟(Adalbertus comes et frater eius Perchtoldus)はまだこのときは在地「de Tiro」を記されていない)の家系は一二五三年アルヌルト三世でもつて断絶し、このアルヌルトの女婿マイン・ハルツ一世(一二五三年—一二五八年)の息子がマイン・ハルツ二世であった。後者には弟アルヌルトがいたが、一二七一年領土の分割が起こり、マイン・ハルツがティロール領(Comitia Tyrolis)、アルヌルトがケルツ領(Comitia Gorizie)を相続し、後者のケルツ伯家は一二五〇年断絶し、伯家の領土はハプスブルク家に移った。前者の領土(ランツナムク・ティロール)は一三六三年同じく同家に帰属した。

- (6) 世良晃志郎、封建制社会の法的構造、一五四頁、註(24)参照。
- (7) 山田欣吾、十一—十二世紀ドイツにおける太公領の展開——領邦国家史への予備的考察、一橋論叢五九の三、七二頁上段参照。
- (8) ウィッテルスバッハ家のバイエルン大公領(十二世紀末期以降の領邦 Territorium、バイエルン)においても依然部族の伝統を強調するのが、M. Spindler, Die Anfänge des bayrischen Landesfürstentum, 47 ff.
- (9) Vgl. E. Rosenstock, Königshaus und Stämme in Deutschland zwischen 911 und 1250, 359. O. Stolz, Geschichte der Gerichte Deutschtirols, AÖG, 102, 89—114. 以下は、これらの伯領は、下部イン渓谷(Unterinnal)、上部イン渓谷(Oberinnal)、ノリ渓谷(Norital)、プステル渓谷(Pustertal)、ギーツェン(Bozen)、トリエント(Trient)、エッパン(Eppan)、フィンチュガウ(Vinschgau)が主なものである。ほぼ渓谷単位に伯領が置かれた。上掲したうちプステル渓谷までの伯領はブリクセン司教が、ギーツェン伯領以下はトリエント司教がそれぞれ所有した。後世ティロールが▲Grafschaft Tirol an der Etsch und in dem Innthal▼と呼ばれたとき、▲an der Etsch▼、▲in dem Innthal▼の表現はそれぞれ、かつてトリエント司教、ブリクセン司教が所有した領域と関連している。ブリクセン司教が所有した諸伯領はアンテクスの伯(同時にイストリエンの辺境伯)、メラニエンの大公)家にレーエンとして与えられていたが、同家の断絶(一二四八年)によってティロール伯アルベルト三世の手に入った。従って、ティロールの本来の活動舞台はトリエント司教所有の伯領の領域(エッチュ渓谷地域のドイン部分。これに対し伯領トリエントのほとんどは司教の直轄領であってこの領域部分へはティロール伯は大きくは進出できなかった)であった。
- (10) 「ティロールにおいてはランデスヘル(ティロール伯)に、上部オーストリア(Oberösterreich)の場合と同じく、ラントの発展にとつておおよそ基点——法的な意味での——(ein rechtlicher Mittelpunkt)となつたはずの帝国法上の権原(eine Reichswürde)が欠けてゐた」(E. Kiebel, Die historischen Individualitäten der österreichischen Länder, in: Mitteilungen des ÖÖ. Landesarchivs 5, 78)

(11) 「ウィッテルスバハ家やハプスブルク家の大公たちの眼には、ティロールは彼らの領邦 (Hauptland) バイエルン、オーストリアの場合以上に、はるかに合成された組織体と映った。ティロールのことを想えば、彼らの領邦は文句なしにもともラント (Land) とあつたのである」 (O. Brunner, a. a. O., 229)。

(12) 但し、ちひに二一五四年に *dominium comitis Tyrolis* (同じく言葉が、同じく *dominus comicie Tyrolis* (二一五六六年) *comitatus et dominium Tyrolis* (二二二一年) *comitatus nostri domini* *dominium Tyrolense* (二二七五年、二二八〇年) の表現も現われ (O. Stolz, Schlern-Schriften 40, 11) *Terra nostra* (二二九五年) の用語も使われた (O. Stolz, ZBLG. 13, 184)。フィンチェガウ伯領と違つて「ティロール伯領」なるものは歴史上存在しなかつたのであるから、*comitatus Tyrolis* (二二二一年) と述べられた以上、すでにこれは史料上、司教所有の幾個かの伯領から組成された一個の世俗の領邦が意味されていたといえよう。

(13) これに対して、ゲルン伯家の領土 (*comitia Gorizia* *dominium Goritice*) は最終的に一個のラント (einheitliches Land) へと發展し得なかつた (E. Kiebel, a. a. O., 79; O. Brunner, a. a. O., 228)。

(14) H. Wiesflecker, *Meinhard der Zweite, Tirol, Kärnten und ihre Nachbarländer am Ende des 13. Jahrhunderts.* この書物では、マインハルトの領域権力樹立の志向が、ルドルフ・フォン・ハプスブルクによる帝國改造政策、特にオーストリアを舞台とする領邦政策 (メーメン・ハンガリア国王、オットカアルに対する東方政策) との密接な関わり合いの中で、いわば「國際」的視野に立つて叙述されており、これは従来のティロール史研究に比較して注目すべき成果である。

(15) 特にこの伯領を取り上げたのは、(4) この伯領が史料操作上取り扱い易かつたこと、(5) ティロール伯はこの伯領内に出身地を持ち、そしてこの伯領がティロール伯 (同時にトリエント司教のレーエングラーフ) の領域権力形成にとって最初の基盤となつたこと、による。ここで伯領フィンチェガウの表現で念頭に入れてるのは、ただ単に、エツチニ溪谷およびイン溪谷のそれぞれの最上流部一帯の地域 (Bezirk) にすぎなく、これに対し帝國法上の構成体「グラーフシャフト」・フィン

チュガウをあらかじめ想定しようとするのではない。ちなみに、エツチュ深谷上流部に相当したかつての伯領フィンチュガウの領域部分は他の南ティロールの地域と共に第一次大戦後イタリアに合併され現在オーストリアと国境をなし(Vall Venosta という) (上原専祿、中世に於ける独逸語古文書、『独逸中世史研究』一九〇頁、註四参照)、またイン深谷上流部(ウンターエンガディン)に相当した領域部分は現在スイス、グラウビュンデン州の一部分を形づくっている。

- (16) これについては、O・ブルンナーの次の見解を参照。「新しい時期の諸ラント (die jüngeren Länder) は、一人のヘルの支配 (Herrschaft) のもとに集積された数多くの領域部分 (Landen) から徐々にはじめ、統一ラント (ein einheitliches Land) へと合成されたものである。これも、そのような新しい時期のラントのラントスヘルの業積に負うのである。〔従って、このようなラントにおける〕ラントスヘルが『眼前に見た (vorgefunden)』ものは、ラントスヘルによって支配された組織体のラント法的構造であって、決して統一ラントではないのである」(O. Brunner, a. a. O., 196)。ところで、ブルンナーのこの見解は、フォン・シュヴェリン (C. v. Schwerin) の異論 (『O・ブルンナーによれば、ラントスヘルはラント (Land) を所与の大きさのままでは眼前に見出したこととなる』) に対する反論であった。しかし、この反論からも次の二点の問題が生ずる。第一は次の通りである。ブルンナーの反論は叙述のコンテクストから見ると新しい時期のラントに関するものである。とすれば、彼は、バイエルン、オーストリアの「古いラント」(das älteres Land) についてはどのように考えるのか。確かにこの点について彼は次の趣旨のことを述べている。すなわち、このような比較的古いラントはある意味では、大公によって眼前に見出されたのではある。しかしこの場合でも大公が事実上もラントスヘルンシャフトを獲得し、ラントを(領域的に幾分狭くしつつも)維持し得るのは、彼の第一級の政治的業積に負うのであり、またそれはラントの内部構造の変化をも意味するのである (ib. O. 197)。と。だが、ブルンナーのこの見解にもかかわらずなお疑問として残るのは、その見解と、彼の「ラント」論における基本的命題との間の整合性の問題である。ここでは以上を単に指摘するにとどめる(この点につき詳しくは、拙稿、中世オーストリアにおける「ラント」(『法学三七の二』五一頁下段参照)。第二は、ブルンナーは、彼が新しい時期のラントに関して述べた際に挙げた「ラ

ント法的構造」なるものの概念内容を明らかにしていない点である。本稿の主要な目的の一つはこの概念内容を新たに規定しようとするところにある。

さて、以下では先ず、伯領フィンチュガウに妥当した固有のラント法と、それを保証した組織とにふれることからわれわれの課題にとりかかろう。

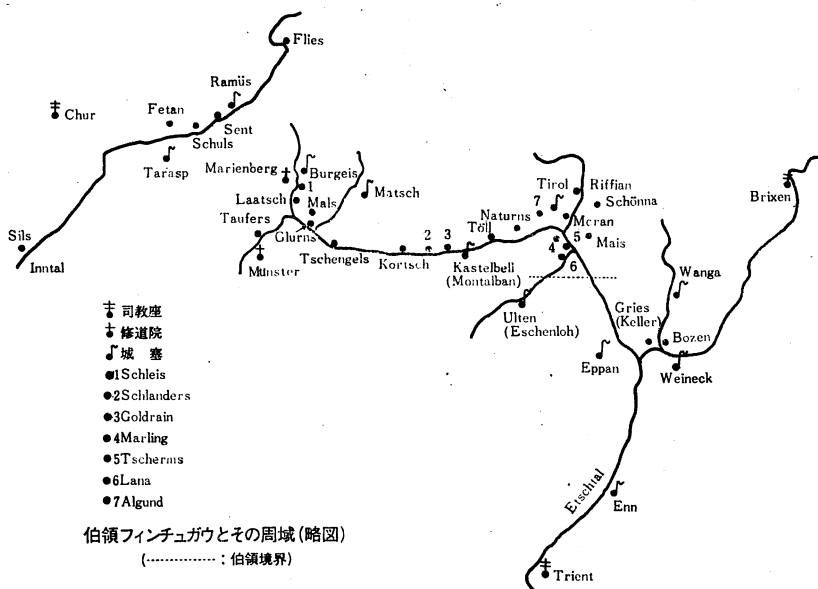
第一章 伯領フィンチュガウの内部構造

第一節 ラント法

第一 ラント・フィンチュガウと伯裁判所

(一) 伯領フィンチュガウにおいて「ラント法」なる表現が史料上はじめて見られるのは一一五八年七月一〇日における寄進の確認のときである。このときの寄進文書(第一文書)⁽¹⁾によると、ティロール村(vicus Tiral)の住民たちが当村所在の土地を聖ゲオルゲンベルク修道院に寄進したことが見える。ティロール村は当時伯領フィンチュガウに所属していたのに対し、当修道院はイン渓谷下流の河畔シュウアツ(Schwarz)に位置した。このシュウアツは、当時アンデクス(Andechs)家の伯(あるいは伯のミニステリアル)がブリクセン司教からレーエンとして保有した伯領(これは同時にブリクセン司教領を構成する聖界管区であった)に所属していた。⁽²⁾従って、一一五八年の寄進には二つの別々の伯領に所属した当事者が関係していたのである。この寄進において「ラント法」という言葉は次の表現で見られた。ヘティロールのエルケンホルドスは妻子と共に、ティロール村のヴァローリと呼ばれた場所において所有したブドウ園圃一片をわれわれのラントの法(ius et leges nostre terre)に基づいて聖ゲオルゲンベルク

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造(1)



修道院に譲渡した》、あるいは、《ウォルフフェルは、自らの魂の救済のためにプロヴィンキアの法 (ius et iages provincie) に基づいて聖ゲオルゲンベルク修道院に対し自己自身を委ねると共にヴァローリに隣接したブドウ園圃一片を譲渡した》、と。かつてO・ブルナーは、以上にいう《ラント》、《プロヴィンキア》を「統一的な法の領域としてのラント・フィンチュガウ」と規定した⁽³⁾。

- (1) Tiroler Urkundenbuch (以下 TUB. と略記す) I/1, Nr. 264, S. 118—9. 本文のようにこの文書を便宜上第一文書と呼んでおく。第二文書、第三文書等の場合も同じ。
- (2) O. Stolz, politisch-historische Landesbeschreibung I, AÖG, 107, 229.
- (3) O. Brunner, a. a. O., 188.

さらに一一六四年にはティロール村およびその周域に住む者たちが、同じ修道院に対しこの領域において所有したブドウ園圃等の土地を寄進した。ところがこれを確

認した寄進文書(第二文書)には第一文書の場合のような「ラント法」の表現は見られなく、ただ文書の末尾の一個所で「法」という言葉が用いられているにすぎない。すなわち、「聖ゲオルゲンベルク修道院と修道院長ヘーベルハルドスおよび神に仕える修道僧たちに対して譲渡されたこれらすべてものは、修道院、修道院長および修道僧たちの代理人(advocatus)インゴの手から法(ius et leges)に基づいて奉納される」と。しかし確かに言葉そのものは「法」ではあるが、それは内容的にはやはり伯領フィンチュガウにおいて妥当した「ラント法」が意味されていたと見なければならぬ。これは次のように説明できるであろう。第一文書においても寄進者の一人について、「ヨハネスは、……われわれの法(ius et leges nostre)に基づいて修道院に対し自己自身を託すと共にブドウ園圃一片を譲渡した」と述べられており、第二文書の場合と同じくここでも単に「法」と表現されている。ところで「われわれ」とは、第一文書の末尾に「ティロールの書記官ヘツィルは、以上の寄進と奉納(との行為)、および寄進された土地に関して、われわれ白らの手(nostra propria manus)で証書に署名を行ない証書を確認する(sigmannus et firmans)」と見えることから、ヘツィル書記官を指し示していると思われる。確かにこの文言では主部と述部とが文法上一致せず一見奇異な印象を与えるが、しかし次のように見ることができよう。すなわち、この寄進はその確認に立ち会った証人たちと共働して行なわれたのを特に強調するためか、あるいは書記官が寄進の確認に当って証人たちを代表したのを特に強調するためか、ヘツィルは文書の上で、意識的に「われわれ(noster)」なる表現を用いた、と。他面第二文書にも、「書記官ヘツィルは当証書を確認した(firmavit)」の文言が見えるのである。これを要するに、ただ書記官ヘツィルをめぐる人称上の表現様式の違いに依りて、一方で「ius et leges nostre」、他方で「ius et leges」の文書記載上の相違が生じたにすぎないといえよう。従って、「ius et leges」(第二文書)も内容の上から補足して「ius et leges nostre terre」(第一文書)と表わされ得る。しかしこれに対し、「ラント法」以外の法、ここでは特に「修道院ゲオルゲンベルクの法」(例えば荘園法および家人法)は「ius et leges」

には含まれていない点に注意すべきである。⁽⁶⁾

(4) TUB. I/1. Nr. 291. S. 137.

(5) 但し \blacktriangleleft *nostre* \blacktriangleright には \blacktriangleleft *meus* \blacktriangleright の意味もある(本文中で挙げた寄進者 *ヨハネス* は、文書では \blacktriangleleft *Iohannes frater noster* \blacktriangleright と呼ばれている)。

(6) 以上書記官ヘッイルに若干立ち入ったのは、第三節でふれるようにこの書記官の職務が「ラント・フィンチュガウ」(後述)を構成する一つの要素であった点に関しあらかじめ注意を喚起しておこうと思つたからに他ならない。

以上第一、第二文書から \blacktriangleleft ラント法 \blacktriangleright の妥当について次の二点のいずれかがひき出せよう。(イ) 伯領フィンチュガウとは別の伯領に所属した修道院への土地の寄進については、寄進者が所属した伯領のラント法が適用された。(ロ) もっぱら伯領フィンチュガウにのみ所在した土地の処分にはこの伯領のラント法が妥当した。ラント法の妥当は、(イ) では寄進者がいかなる領域に所属したかに係わっており、(ロ) では、寄進地がいかなる領域に所在したかに係わっている。次に以下では、(イ) (ロ) のいずれがより確定的にいえるかを見るために一一八二年作製の寄進確認の文書(第三文書⁽⁷⁾)に表われた事例を取り上げたい。

この文書によれば、大公ウエルフ六世のミニステリアールでハインリッヒなる者がチェルムス(*Tschorms*)のブドウ園圃一片をフュッセン(*Füssen*)の聖マグヌス修道院へ寄進したが、この土地処分は、 \blacktriangleleft 当ブドウ園圃が所在したフィンチュガウ溪谷の慣習とラント法とに従つて (*iuxta consuetudinem et iura terrae que Venusta vallis dicitur. in qua prefata vinea sita est*) 有効とされた \blacktriangleright のである。すなわち、寄進地が所在した領域体の法に基づいて、寄進が確認されたと見える。寄進者ハインリッヒはフュッセン近郊グライト(*Greit*)の出身者であったが、彼が所属している領域体(シュワーベン大公領の領域)に妥当した法は適用されなかつたのである。以上第一、第二、

第三文書より同時にいえるのは、伯領フィンチュガウのラント法は、寄進者が当伯領に所属したか否かは問わず、もっぱら当伯領に所在した土地の処分に關してのみ適用された点である。以上を確認すると共に、さらに次の一点も喚起しておきたい。すなわち、寄進が伯領のラント法に基づいて行なわれた、と文書でことさらに述べられている以上、すでにこの文言から、当ラント法が妥当した領域はそれ以外の領域と区別できて、ある上級裁判権力者に固有の支配構成体をなしていたことが明らかである、と、この点は第三文書に見える次の事実よりよく知れる。寄進者ハインリッヒは、フィンチュガウ溪谷のブドウ園圃のみならず、上部バイエルンのブヒンク (Buching) 近郊のエックヘーフェン (Eckhofen) で所有した埃ホーフをもそこに所属した農民 (colonus eiusdem predii) シュウウィツガーの息子を含めて同じ修道院聖マグヌスに寄進したのであり、そしてこの寄進については、(文書自体からは該当の文言は知れないが) バイエルンのラント法が妥当したのはいうまでもないであろう。従って、この土地の寄進の場合とは別に、特にフィンチュガウ溪谷のブドウ園圃に適用さるべきラント法が明示された以上、伯領フィンチュガウは当時、かつてのバイエルン部族大公領の領域からは法の妥当の点でもはや完全に独立した領域体を構成していたといえる。

(7) TUB. I/1. Nr. 401. S. 202.

(8) 従って、伯領フィンチュガウに所属した当事者双方の土地取引に關しては、**A**ラント法に基づいて (secundum ius et leges nostre terre) **V**の表現が見られないのも、一つにはこの意味において理解されよう。

(9) この点に關しかつて O・ブルナーは次のごとく述べた。「「一個の」伯領も、「伯領固有のラント法と裁判団体とが存したかぎり」、たとえそれがより大きなこれ自体もラントと呼ばれた領域、すなわち部族ラントの枠の中に位置しておろうとせ、ラントであり得む」(Brunner, a. a. O., 192)。

(二) ところで、伯領フィンチュェガウのラント法はどのような内容を持っていたか。この点は残念ながらもほとんど不明であるが、ただ一つ取り上げることのできるのは、相続財産四分の一(「*falsicia*」)の制度である¹⁰⁾。これについて伯領に関する文書には次のように述べられている。「ウルリッヒは、彼が修道院に對して譲渡したもののうち、プロヴィンキアの慣習 (*ritum provincie*) に基づいた一般にファルシーキア (*falsicia*) と呼ばれる四分の一の部分の土地と人民とを新たに甥のケープハルトに与えた¹¹⁾」。これによると、寄進者は、寄進したものの四分の一の法定部分を寄進者の血族相続人の権利のために留保せねばならなかったと思われる¹²⁾。この同じ文書は次のようにも述べている。「ウルリッヒによって彼の相続財産から修道院に与えられたものが有効であり犯されないために、彼は修道院に譲渡したものの四分の一の部分——それは彼が生存中手もとに保持しておかなくてはならなかったものである——を今はケープハルトのために放棄した¹³⁾」と。「ファルシーキア」は寄進後寄進者の生活費用にあてられたようである。それは通常は遺贈することを許されなかったが、事情によっては生存中に寄進者は別の者に譲渡できた。寄進者が死亡した後、血族相続人がいないとき、「ファルシーキア」は寄進を受けた修道院の所有に帰した¹⁴⁾。また、「ファルシーキア」には、特定の土地、農民、ミニステリアーレンが含まれ得た。以上が寄進文書から知り得たかぎりの「ファルシーキア」の制度であり、同時にそれが伯領のラント法の確定し得る唯一の具体的内容でもある。

(10) *Mediae Latinitatis Lexicon Minus.* (J. F. Niermeyer) 405—6.

(11) *Ex his quoque omnibus, que ecclesie dei donaverat, (dominus Vdaticus) quartam partem que vulgo falsicia dicitur tam in hominibus quam in prediis secundum ritum provincie predicto Gebhardo filio fratris sui ex integro contradidit* (TUB. I/1. Nr. 294. S. 140)

(12) 普通寄進の文書では次のように述べられている。「寄進を行なった土地から、*Wipia*, *Bennes*, *Valmal* (の三名の土

地)をフマルシーキヤとして除外した(TUB. I/1. Nr. 293. S. 139)

- (13) ▲ --- ut omnia, que ipse (=dominus Valtricus) de sua hereditate ecclesis dei ordinaverat, rata et inviolata existerent, quartam quoque partem plenarie omnium prediorum que ecclesis ordinaverat, quam ipse dum viveret retinere debuerat, ad presens illi (=Gebhardo) dimisit--- (TUB. I/1. Nr. 294. S. 141)

- (14) TUB. I/1. Nr. 265. S. 119.

- (15) ▼falsicia ad Runcalle(TUB. I/1. Nr. 291)▲falsicia de supradicta terra nominata videlicet ---

unum pratum subtus Sindes in Silas(TUB. I/1. Nr. 275)

- (16) ▲falsiciam de familia supranominata ponimus in alia familia Velane : Chuno --- (TUB. I/1. Nr. 275)

- (17) ▲falsiciam mitto in aliis ministerialibus meis scilicet de Morit Gerildam --- (TUB. I/1. Nr. 271)

(三) では、ここで問題としたい裁判権の行使から見て、寄進が伯領のラント法に基づいて行なわれたとは一体何を意味したか。残念ながらこれに具体的に答えるだけの材料も乏しい。ただ一般的には次のようにいい得る。寄進された後の土地をめぐって紛争が生じたとき、この紛争は伯領のラント法に従って処理され、従って、修道院は、寄進を受けた土地をめぐる紛争に関しては、伯領の裁判所に服すべきであり、自らの領主裁判権(荘園法および家人法に基づく裁判権)を援用し得ない、と。以下で、寄進地が伯領のラント法と裁判所とに服すべきとするこの一般論を事例をふまえた次の二点にわたって敷衍しておきたい。

(イ) 第一は、第三文書によれば、聖マグヌス修道院に寄進されたブドウ園圃につきヘツイル・フォン・セント(dominus Hezlio de Simnis)なる者がこの修道院の所領代理人(advocatus)に任命されたことと関連する。

彼は、聖マグヌス修道院のファミリアの一成員が修道院から派遣されたとき者ではない。このヘツイルの所領代理人任命について次の事実⁽¹⁸⁾に注意を払いたい。第三文書の末尾には懲罰規定の文言が見えるが、それには次のごとく述べられてゐる。《quisquis ei (d. i. donationi) obviare voluerit, centum libras publice monete principali advocato monasterii sancti Magni solvere cogatur》。これにちると、所領代理人 (vinee advocatus) < ツイルは、寄進事項に対し何らかの違反が起つた場合には、聖マグヌス修道院の修道院フォークト (principalis advocatus) に対し公定貨幣一〇〇リブラを納むべき義務を負つてゐた。つまり所領代理人は、違反者から一定の金額を取り立てこれを修道院に引渡す任務を帯びていたのである。これより直ちに、所領代理人に任命されたヘツイルがかくのごとき任務を果たし得るに足る実力を持つ在地の有力者であつたといえよう。

しかしながら、ヘツイルのこの任務は在地の有力者というただ単に彼の個人的力量にのみ依存してゐたものではなかつた。この点に關し再び第三文書の次の文言に注目したい。《eiusdem vinee donationem, prout in generali placito comitum Peroldi et Hainrici de Tiroia iuxta consuetudinem et iura terrae — ratam fecit et legitime confirmavit》。これによれば、ウエルフ六世のミニステリアール、ハインリッヒが行なつたチェルムスのブドウ園圃の寄進は、ティロールの伯ベルトルドスおよびハインリックスのラント裁判所 (Landtaiding, generale placitum) においてすでに確認されてゐたのである。つまり、大公の面前で当ブドウ園圃の寄進が別の土地の寄進と共に改めて確認を受け、これの証書が作製される以前に、すでに、ティロールの伯の裁判所においてフィンチュガウの伯領に所在した当ブドウ園圃にかぎつては、その寄進がラント法上有効な行為としての確認を受けていたのである。しかも、伯のこの裁判所で修道院長によつてヘツイルが所領代理人に選ばれたと思われ⁽¹⁸⁾る。そして、この点についても大公の面前で改めて確認されたのである。以上より、所領代理人ヘツイルの職務は、その實際の遂行に當つてはティロールの伯の裁判所による保証を期待することができたといえる。それ故に、ヘツイルの職務は、単に彼の個

人的力量によつてのみ行使されただけでなく、ティロールの伯の権力によつてもうらうち、されていたわけである。

以上の聖マグヌス修道院の所領代理人ヘツイルの場合と同じ事情を、さらに、聖ゲオルゲンベルク修道院の所領代理人インゴ(Ingo)の場合にも見ることが出来る(第一、第二文書)。インゴはすでに、モーリット(ポーツェン村にある城塞の所在地)の伯アーノルドとタラスプ領主家のウルリッヒとの間の所領交換(一一四八年ないし一一四九年)の文書(第四文書)の証人欄で、仲間と共に «*Wesles de Tirale Johannes, Ingo*»と名を挙げられている。従つて、彼の名が第一文書および第二文書で述べられているときそれは、彼が、確かに聖ゲオルゲンベルク修道院から寄進地の所領代理人に任命されていたが、しかし寄進地の管理のためにこの修道院からわざわざ派遣された者ではなく、一人のティロール村出身者としての地位のもとに所領代理人に選ばれたことによる。しかも、インゴは、第一文書によれば伯の裁判所で職務を行使しており、この意味でヘツイルの場合と同様に、当インゴの所領代理人たる職務は伯の裁判所でも制度的に保証されていたといえる。このように、二名の所領代理人、ヘツイル・フォン・セントおよびインゴ・フォン・ティロールの担つた職務の事例に、寄進地が寄進を受けた修道院の法ではなくて、伯領のラント法および伯の裁判所に服した場合の具体的な態様の一つを見ることができよう。

(ロ) 第二は、第二文書、第四文書の末尾に、当文書の違反について、制裁規定が述べられていることと関連する。すなわち、もし何人かが当証書に違背するときは金貨一〇ウニカ(*unicae auri*)を支払うべし」の定式(*Stralformel*)である。また、第一文書それ自体にはこの点の記載はないが、後述するように、この文書の違反の場合にも「金貨一〇ウニカ」の定式が妥当した。確かに伯領に所在した土地の処分の全部につき、この「金貨一〇ウニカ」の一定額が決められていたわけではない。ある場合には「金貨三ウニカ」、他の場合には「金貨一二ウニカ」の規定が見られる。しかしそれにもかかわらず、土地処分の多くの場合に「金貨一〇ウニカ」の金額が寄進文書において明示されているとき、その表現の中に、伯領のラント法が寄進地に対して妥当したその指標の一つを見てとること

とができるのである。

さらにここで「金貨一〇ウニカ」に代表される金額に関して次の二点に注意しておきたい。第一は、この金額は罰金を意味したことである。これに対し、第三文書にいう「公定貨幣一〇〇リブラ」(centum libra publice monete)の金額は賠償金を意味した。前者は、伯領の裁判所あるいは伯領の書記官が確認した寄進の文書に対する違反のときに、この裁判所の設置権者(ティロール伯、トリエント司教、国王)に納入さるべきであり、後者は、寄進された土地に対する侵奪によって損害を被った当事者に補償さるべきであった。このように「金貨一〇ウニカ」の罰金から見ても、寄進地の法的秩序を制度的に保証した伯領の裁判所の役割には注目しておかなくてはならない。第二は、伯領のラント法の妥当をめぐることのような指標は、しかし、「金貨三ウニカ」、「金貨一〇ウニカ」等に見られたただ単に金額の多寡に求められるばかりではないことである。従って、この意味からここで「金貨一〇ウニカ」等の高に必ずしも固執する必要はない。問題はむしろ「unica auri」なる貨幣単位にある。すなわち、伯領の裁判所の設置権者に納入さるべき罰金が、もっぱらこの貨幣単位で統一されていた点が重要である。これに対し、伯領ポーツェン地域には別の貨幣単位、すなわち「ヴェロナ貨幣」が妥当し、⁽²⁸⁾聖ゲオルゲンベルク修道院が所在した下部イン渓谷の伯領、さらにバイエルン大公領には「レーゲンスブルク貨幣」が通用し、⁽²⁹⁾シュワーベン大公領の地域には前述「公定貨幣」(第三文書)が使われていた。このように、流通した貨幣単位の種類から見ても、伯領フィンチュガウはそれに隣接した領域体から区別され得る、独立のラント法的な支配構成体であったとい得るのである。

- (18) これは、先に本文で挙げた文言「*↗ eius vinee donationem --- legitime confirmavit ↘*」の直ぐ後に「*↗ instituit ↘*」と述べられてゐることより知れる。
- ↗ ubi etiam abbas sancit Magni Hainricus --- Hezilouem de Sinnis --- vinee advocatum elegit et instituit ↘ と述べられてゐることより知れる。

(19) たとえ、ヘッイルの所領代理人任命が、伯の裁判所ではなくて、大公の面前ではじめて行なわれたとしても、第三文書

の証人欄では、ティロールの伯が、大公所屬のミニステリアーレンの連記された後で、現実に名を見せており、従って、彼もこの任命に関しては自ら証人として行動していたのである。

(20) TUB. I/1. Nr. 233. S. 103.

(21) 彼が当修道院と何らかの関わり、例えばティロール村で土地の賃借関係にあったか否かは問わない。但し、彼が、伯や在地の有力な領主家が当事者となった取引においても証人活動を行なっていることより、聖ゲオルゲンベルク修道院のフアミリアに所屬した一介の保有農とは思われない。おそらくティロール村出身の有力者であろう。

(22) さらに第二文書によれば、インゴは伯領の書記官の面前でも職務に当った。註(6)を参照。

(23) このように伯領所屬の在地(セント、ティロール)出身者が所領代理人に選ばれたのは、当該寄進地が伯領の枠を越えて別個の政治権力者の支配に移るのを防ぐ意味も持っていたと思われる。

(24) 註(33)の本文以下参照。

(25) TUB. I/1. Nr. 292. 40 507 \blacktriangleright 金貨五ウニカ \blacktriangleleft (TUB. I/1. Nr. 303. 304)

(26) TUB. I/1. Nr. 312.

(27) TUB. I/1. Nr. 233. 234. 291. 323. 333.

(28) 伯領の裁判所のこれらの設置権者には、形式的な権利者も含まれており、これに対し史料上現実に確定できるのはティロール伯の場合のみである。

(29) \blacktriangleright Fibra denariorum Veronensis \blacktriangleleft (TUB. I/1. Nr. 398)

(30) \blacktriangleright Fibra Ratisponensis monetæ \blacktriangleleft (TUB. I/1. Nr. 264)

(四) 次に、伯領のラント法の妥当を保証した制度、特にこの制度を支えた一定範囲の人間仲間 (Kreiss von Menschen) の存在形態を取り出しておきたい。つまりそれは、すでにしばしば指摘した伯領の裁判所 (Generale

placitum) すなわち伯裁判所とこの裁判所の裁判団体とである。これは第一文書の冒頭で次に始まる文言に見られ
 20. Notum sit omnibus huius Venuste terre et subus Telli videlicet Nocturnis, Algrundis, Tyralis,
 Ruffianis et aliis villis adiacentibus, domnis comitibus Adalberto, Bertoldo (de Tyrol), Vdalrico de
 Traspis, Hartwico de Malcis, ceteris baronibus nobilibus ignobilibus nostre terre, これより次のよ
 につに。ティロール村において伯領フィンチュガウの裁判集会が開催され、このため、当伯領を領域的に構成した
 三つの主要な地域、すなわち(イ) 下部エンガライン(Unterengadin) 地域、(ロ) エンチュ溪谷最上部の上部
 フィンチュガウ溪谷地域、(ハ) テル(Toll) からエツチュ溪谷下流にかけての下部フィンチュガウおよびメラ
 (Meran)の地域から、それぞれタラスプ(Trasp)の領主、マツチュ(Matsch)の領主、ティロールの伯の三
 在地の領主家構成員、並びに、伯領の諸在地(villae)に根を下した、上記以外の者(領主身分および領主類似の
 身分、つまり、高貴の出自にあるか否かは問わずすべてのバロン)が出席し、以上のメンバーの立ち会いのもとに
 寄進の確認が行なわれたことである。ところで、伯領を領域的に構成した主要な三地域部分の中心在地のそれぞれか
 らそこに勢力を張る領主家の成員がティロール村に現実に現われた事實は、この伯領がただ単に自然的・地理的ま
 まりの上でのみならず、それが一個の独立した支配構成員(ここでは、これは人的な結びつきを契機とした)である
 上でも、きわめて高度な統一性を保っていたこと、並びに、この村で開催された集会が同時に伯領の正規の上級ラン
 ト裁判所(ein oberes Landesgericht)でもあったこと、を想わせる。以下では、この伯領の裁判所の性格と構造
 とについて注意すべき二点を指摘しておきたい。

(イ) 第一は、ティロール村におけるこの裁判集会では、第一文書に見える当村所在の土地の寄進の確認が行なわ
 れたにとどまらなかったことと関連する。すなわち、隣村リッフィアン(Riffian)村出身のラポット(Rappot)と
 その妻とが同村(vicus Riphian)において所有した一棟の小屋と、耕地およびブドウ園圃それぞれ一片とについ

て行なつた寄進、さらに某騎士 (Gutham miles de Pruto) がリッフィアン村に所有したブドウ園園一片について行なつた寄進もティロール村裁判集会で確認を受けたのである。この点に関して、以下で若干説明を試みておきたい。先ず、ラポット・フォン・リッフィアン他が聖ゲオルゲンベルク修道院に対し行なつたその寄進の文書（第五文書⁽²⁾）の形式に眼を向けよう。この文書は導入部分を欠き、直ちに「De Rufiano Rappot dedit sancto Georgio」なる文言で始まっている。この文書の内容は聖ゲオルゲンベルク修道院文庫所蔵の筆写薄片（一二〇〇年頃記録された）第六葉裏および第七葉表からとられたものである。しかし、この第五文書の原本は、「ティロール古文書集」の編者 F・フーター (Huter) のテキスト批判によれば、第一文書（この文書の内容は、同じく一二〇〇年頃の記録の筆写薄片第五葉裏および第六葉裏からとられたものである）の原本と共に同一の羊皮紙片に所在したのである。従つて以上より、第五文書の導入部分に相当する個所には第一文書のそれがそのまま妥当したと見てよい。さらにすでに述べたように第一文書には文書違反のときの制裁規定が見られなかったが、第五文書に述べられている規定、**「もし何人かがこれに反し当証書を犯すときは金貨一〇ウニカを支払うべし」**がそのまま第一文書にも適用されるのである。

以上を確認した上で、改めて第五文書の内容に向かい、次の文言に注意しよう。**「この書面は証人たちの面前で、リッフィアン村において投げ渡され、ついで、ティロール村において文書に作製された」**。この証人たちは、**「Vito, Johannes, Heinrichs, Otto, Adam, Wecil, Genzul, Minigoz」**であり、このうち**「ウエキル Wecil」**は、寄進文書の作製に当つて**「羽根ペンを地上から取り上げたウエキル」**とおそらく同一人物であろう。以上の事実より次のようにいえる。すなわち、リッフィアン村出身の証人および**「羽根ペンを地上より取り上げた者」**は寄進者本人と共に、寄進の文書となる羊皮紙片を携帯して、一一五八年のティロール村における裁判期日の期間中にリッフィアン村から赴きティロール村の裁判集会に出席した、と。寄進それ自体はリッフィアン村で起こつたが、しかしこ

の寄進行為は、ティロール村で開催されていた裁判集会で文書にしたためられ、改めて確認されるに到ってはじめて、ラント法上の処分たり得たのである。リッフィアン村でのこの寄進の事例から理解できるように、一一五八年のティロール村裁判集会は、伯領所在の土地の処分がラント法上の処分たる確認を受けようとする者たちにとって、伯領唯一のラント裁判所組織であったのであり、このため領域的にはティロール村周囲の村をも包み込んでいたのである。

(31) この契機は、一つには伯領内部においてティロール伯を含めた領主仲間の裁判団体 (eine Gerichtsgemeinde) が存していた点に求められる。他方伯領の他の領域体に対する関係においては、別の契機はM・シュピンドラーの次の見解から察知されよう。「ティロール伯が〔常時〕バイエルン大公の裁判所に参向し、〔その構成員であった〕とはおよそ証明され得ないことである」(M. Spindler, a. a. O., 110)。すなわち、ティロール伯は伯独自の裁判団体を組織し得たのである。

(32) TUB. I/1. Nr. 265. S. 119.

(33) TUB. I/1. Nr. 265. S. 119. ノーターの註参照。

(34) ↑Tracta carta ad Rufiano et facta ad Tyral coram testibus. ↑Tracta. ↑の古文書学上の意味は第三節(一)を参照。

(35) ↑Wecil qui pennam levavit. ↑pennam levavit. ↑の古文書学上の意味は第三節(一)を参照。

(ロ) 第二は、ティロール村裁判集会がいかなるモメントによって構成されていたかの問題と関連する。この問題には結論的には直ちに次のように答え得るのである。すなわち、この裁判集会はティロールの伯が主宰し、この意味ではそれは伯裁判所裁判集会であり、しかもこの伯裁判所は、「伯」の権力(換言すれば、ティロールの領主家が同時に伯家であったというもっぱらこのことからくる権力)に基づいて設置された、と。ところで、以上のことは次の帰結を伴うのである。すなわち、タラスの領主、マツチュの領主およびその他のバロンたちが列席すべきであった

ティロール村の裁判集会、これを開催し得た権力は、いうまでもなく、ティロール（城塞）のヘル（Herr）の（土地領主権ないし裁判領主権の）領主制的支配（Herrschaft）に由来してはいなかった。なぜならば、例えばタラスプの領主もマツチュの領主もティロールの領主と全く同様に領主制的支配の保持者であったからである。それ故に、まさにタラスプやマツチュの領主がメンバーとなり得たティロール村裁判集会を構成するモメントは、ティロールのヘルの領主制的支配からは説明できない。このため、この構成モメントは、ティロールの領主が伯領において他の領主が持たない「伯」の称号（Rechtstitel）の保持者であった点に求めねばならないのである。タラスプとマツチュの領主をはじめとするバロンは、ティロール伯の伯裁判所裁判集会の構成員となることで、「伯」権力に服したのである。

しかしながら以上のように考えるからといって、O・シュトルツ（Stoll）の見解に見られるようにこの伯裁判所を、官職、伯の裁判所であつたとか、あるいは伯が統一的な官職、領域たる伯領に設置した裁判所であつたとか、と理解しようとするのではない。つまり、ここで取り扱っている時期（一二世紀）に、伯裁判所が、国王あるいはトリエント司教の官職法上の一個の組織体として一区域を単位に、先ずもって何か実体的な形で存立しており、次に、この組織体に伯領領域の個々の領主たちが組み込まれていったと、把えようとするのではない。そうではなく、ここで伯裁判所の構成モメントを明らかにする上で重要なのは次の点である。すなわち、ティロールの領主が当時「伯」を名のっており、そして、この領主家は伯領において世襲の「伯家」として妥当する家柄であると周囲の者（Umstand）——すなわち領主たち——が自ら認めており、しかも彼らが、ティロール伯の主宰した裁判集会に出席することで實際上もそれを自らの行動の上に表わしていたこと、これである。しかし、これは次のことを意味しない。すなわち、領主たちが、ティロールの領主の「伯」の称号が果たして官職に由来したものか（換言すれば、それが正しい権原に基づいていたか、あるいはティロールの領主がそれをただ僭称していたにすぎないか）をことごとく知っていたことを意

味しない。以上のことは、伯裁判所の存立には重要な要素ではなかったし、また実際上も、領主たち自身にすればどうでもよい事柄に属したに違いない。

以上、「伯」たる権力の持つ意義に注目してきたが、この点に関し、かつてフォン・ドゥンゲルン (Dungen) は次のように述べたことがあった。すなわち、ほぼ一二世紀末期に到るまでの高級貴族たちは、統一的な血縁団体を結成しており、あるいは少数の大きな家系にまとめられていたのであり、そして、そこでは、個々の何人が伯であり、何人が伯でないかは当時さして重要なこととは思われていなかったし、また、当時では伯の称号を持つ領主をそれを持たない領主の優位に置くのもさほど意味を持ち得なかった⁽⁵⁷⁾。と。確かに高級貴族の身分が姻戚関係の網の目によって排他的に維持されていた点は認めねばならない。しかし、他面、ドゥンゲルンの指摘からのみでは、例えば問題の伯領フィンチュガウが伯裁判所裁判集会によって一個の支配構成体たる秩序を賦与されていた点の説明が得られないといわなくてはならない。従つてある領主貴族が「伯」の称号を持っていたか否か(すなわち、ある家系が伯家 eine Grafenfamilie であつたか否か)の純粹にベルゼー、リッヒな事情に依然注目しなくてはならないのである。

さて、以上見たように、伯領のパロンたちが、「伯」権力の権原のもとに設けられた伯裁判所のメンバーに組織化されることによつて、そこに生み出された支配構成体を「ラント・フィンチュガウ」と呼びたい。だがこれは、「ラント・フィンチュガウ」がティロール伯家の領土 (Territorium) であつた、といおうとするのでは決してない⁽⁵⁸⁾。そうではなく「ラント・フィンチュガウ」の構成モメントは「ラント法」とそれを制度的に保証した「伯裁判所」とであつた。さらにこの伯裁判所は伯領で唯一の上級ラント裁判所 (ein oberes Landesgericht) と位置づけ得られた。このように、伯領 (グラーフシャフト) は、パロンからなる裁判団体を基礎にした裁判領域 (Gerichtsbereich) となり、この意味で伯領もラント (ラント法上の統一体) といえるのである⁽⁵⁹⁾。

- (36) O. Stolz, Zur Geschichte der Landeshoheit in Unterengadin u. in Tirol, ZRG., 49, 439ff.
 (37) v. Dungen, Adels Herrschaft im Mittelalter, 17.
 (38) Vgl. M. Spindler, a. a. O., 173.
 (39) Vgl. O. Brunner, a. a. O., 192.

第二 ラント・フィンチュガウの存立基盤

以上 ▲ラント・フィンチュガウ (terra Uenusta) ▼ (第一文書) のラント法的意義を明らかにした上で、以下で問題にしようとするのは第一に、伯裁判所が伯領の諸在地で、伯領におけるティロール伯の領域権力形成にとっていかなる働きをしたか、第二に、この伯裁判所の実力基盤はどこに置かれていたか、の二点である。前者の問題からはじめたい。そして、ここではじめて在地の農民団体が考察の対象として浮び上ってくるのである。

一 農民団体と領主層の展開

(一) 先ず農民団体の展開を見るために、今まで挙げてきた幾個かの文書から重要な事実を取り出し、そこからひき出し得る帰結を確認しておかなくてはならない。

(イ) 一一五八年の伯裁判所における寄進の確認に立ち会った証人たちは九名ですべてティロール村の住民であり、それらの者の名は ▲Beroldus, Johannes, Bonei, Pero, Merald, Vidal, Vincentio, Luduwico, Vito▼であった。六年後(一一六四年)の同じ聖ゲオルゲンベルク修道院に対する寄進の確認のときの証人たちは、ティロール村から六名、リッフィアン村から三名の計九名で、ティロール村出身の証人たちの名は ▲Viuentio, Johannes, Odarico,

Meraldo, Pero, Ingone)であつた。以上兩年の証人たちを比較したときティロール村出身の者は五名が一一五八年と一一六四年の兩年の寄進の確認に出席したことがわかる。さらに、以上の証人たちとは別に、《ヴィトー・Vio》なる者がこれら兩年の寄進の文書の作製の際に《羽根ペンを地上から取り上げた者》と呼ばれている。ところで寄進の確認の証人たちの中には、寄進地に隣接した土地の持ち主も確かに一部は含まれていたであらう。しかし、特に同一人物(《ヴィトー》を含めて六名)が二つの寄進において証人活動を行なつた点を考えに入れた場合、そこでは次のような者たちが問題となつてゐたことが知れよう。すなわちそれは、ティロール村において伯裁判所の面前で、あるいは伯領の書記官の面前で寄進等の土地処分の確認が行なわれる毎に、証人活動と文書作製とに携わつた当該の村出身の特定の仲間である。この仲間の中心をなす者は寄進等の文書の作製に際し《羽根ペンを地上から取り上げた者》である。

(ロ) 第一文書、第二文書の両方の証人欄に名を挙げられているティロール村出身の《Vio》、《Ingo》、《Johannes》の三名、および第一文書にのみ名を見せる《Erich》は同村出身の別の者たちと共にすでに一一四八年頃、モーリツトの伯アーノルドとタラスプ領主家のウルリッヒとの間の土地交換(第四文書)にも証人となつてゐた。彼ら四名の者が領主身分による土地処分においても証人活動を行なつた点に注目すべきである。なぜならば、このことは、彼ら証人自身がティロール村出身の有力者であつたことを教えてくれるからである。

(ハ) 一一六四年ティロール村で行なわれた寄進の確認のときに、リッフィアン村出身の三名、すなわち《Weill》、《Rappolo》、《Vio》が証人として出席した(第二文書)が、このうち《Weill》はリッフィアン村自体で行なわれた寄進の文書の作製に當つて、ティロール村の《Vio》と同じ役割を果たした者であつた。一一五八年のリッフィアン村における寄進のときの証人はすでに挙げておいた(第五文書)が、六年後に同じ聖ゲオルゲンベルク修道院に再び《ラポット・フォン・リッフィアン》がブドウ園圃一片を寄進したときの証人は《Vito, Otto, Adam, Miniguz,

item Miniguz, Martinus, Chunoz (第六文書⁴²)であり、これら兩年の証人の名を比較したとき四名(Vito, Olo, Adam, Miniguz)が両方の寄進において証人活動をしており、さらに「Weclil」が文書作製に際して羽根ペンを地上から取り上げるしぐさを行なっていた。ところで、「ウエキル Weclil」のこのような役割は、聖ゲオルゲンベルク修道院を一方の当事者とする土地処分の場合に決して限定されていなく、別の修道院を当事者とする土地処分の場合にも見られたのである。例えば、ウエッソプルン(Wessobrunn)修道院(上部バイエルンに所在)とリップフィアン村住民との間の土地交換(一一七五年)の文書(第七文書⁴³)でも、「ウエキル Weclil」は「羽根ペンを地上から取り上げた者」と呼ばれている。従って、リップフィアン村でもティロール村の場合と同様のことがいえよう。すなわち、寄進等の土地処分の確認に際し、証人活動と文書作製とに携わったリップフィアン村出身の特定の仲間が存在しており、その中心は「ウエキル」である、と。

(二) 次にこの「ウエキル」以外のリップフィアン村出身の証人たちを見てみよう。第五、第六文書の証人はすでに名を挙げておいたが、直前の第七文書の証人は「Vito, Olo, Iohannes, Weclil, Minigo, Miniguz, Cuno, item Vito, item Cuno」であった。これら聖ゲオルゲンベルク修道院、ウエッソプルン修道院に対する土地処分の文書以外に、さらにベネディクトホイエルン(Benediktbeuern)修道院(上部バイエルンに所在)に対するリップフィアン村出身者の寄進行為(一一四九年)を確認した文書(第八文書⁴⁴)の証人欄には、「de Rufian Vito, Miniguze, Adam, Miniguze, Miniguze, Iohannes, Leo, Genze」と述べられている。このように、文書記載上若干変更は見られるにしても、リップフィアン村出身の「Vito」、「Olo」、「Adam」、「Miniguz」、「Iohannes」等がほぼ同じように幾個かの別々の修道院の寄進文書に証人として名を挙げられていた。従って、彼ら(そして、それに若干の者を補充した住民たち)の仲間は、リップフィアン村の領域を単位にして、当村住民を一方の当事者とする土地処分において公的、証人活動と文書作製の任務とに当たっていたと思われる⁴⁵。

(ホ) 上記(イ)から(ニ)までで取り上げてきた第三文書を除く第一文書から第八文書までの文書(年代にしてはほぼ一四八年から一七五年に該当)によれば、すでに挙げた書記官ヘツイル・フォン・ティロールが自ら、あるいは他の者に代行させて、これら土地処分の文書の作製・確認を行なっていた。そして、書記官の職務は、ティロール村およびリッフィアン村のそれぞれにおいて営まれた、ほぼ一定の住民仲間による土地処分の確認の役割と即応しながら行使されたのもわかる。ここから、彼は職務を、ティロール村(vicus Tira)、リッフィアン村(vicus Rufiano)の領域単位に立って果たしていたことが理解できよう。⁽¹⁶⁾

- (40) この第二文書によれば、ティロール村で確認を受けた寄進者にはリッフィアン村出身の者は含まれていなかったし、寄進地もリッフィアン村に所在のものは見られなかった。それにもかかわらず、ティロール村での土地処分の確認にはこの村出身者と並んでリッフィアン村住民が証人活動を行なった事實は、すでに指摘しておいたように、ティロール裁判集会は伯領における唯一のラント裁判所組織としてティロール村周囲の村をも包み込んでいたことをはっきりとかがわせてくれる。
- (41) 前註(35)の本文を見よ。
- (42) TUB. I/1. Nr. 292. S. 137.
- (43) TUB. I/1. Nr. 344. S. 172.
- (44) TUB. I/1. Nr. 235. S. 104.
- (45) 換言すれば、このことは、第五文書(聖ゲオルゲンベルク修道院に対する寄進確認の文書)の証人であった *Amiro* を例にとると次のようにもい得る。(1) 彼はリッフィアン村において当修道院から土地を保有していたために、そしてもっぱらこのために証人となったにすぎないのではないこと、(2) 彼は寄進者によって寄進された土地の隣人であったために、そしてもっぱらこのために証人となったにすぎないのではないこと、である。
- (46) 換言すれば、彼の職務はある特定の土地領主のみに関わる土地処分に限定されていなかったのである。

さて、以上で確定した事実から次のようにいえる。ティロール村とリツフィアン村のそれぞれにおいて、土地処分の証人に、すべて不特定の個々の村住民が名を見せたのではなく、それぞれの村出身のほぼ特定した者が現われたのは、確かに一面彼らが村に住むかぎられたラント法上の土地所有者であったのを示すと同時に、他面それにとどまらず、それぞれの村における土地処分の証明の際には、もともとある特定の権限を賦与されていた一定範囲の仲間 (Kreis von Menschen) が関与したことも推察させる。この権限とは、土地処分が有効である点の確定と土地処分の文書の作製とに関わるものであった。寄進地が修道院本院から地理的に遠く距っており、また、修道院の本拠とは政治的に別の権力者の支配領域に含まれていた場合、問題の寄進地の法的関係の確定に際しては、以上のような特定の権限を持った一定範囲の在地出身者による証人活動に負うところが大きかったと思われる。そしてこれらの者はそれぞれの村に定住した有力者であったと見てよい。また、この仲間の指導的地位にいたのが、45 羽根ペンを地上から取り上げた 46 ヴェイトー (Vieo) (ティロール村)、ウエキル (Weckl) (リツフィアン村) であった。彼らの指導によって、かの証人たちはそれぞれの村領域における一個の「仲間団体」を生み出すことになったのである。しかも、この仲間団体による自治的な証人活動等は、一方で書記官ヘツイル・フォン・ティロールによる、土地処分の文書の確認・署名の活動と相即応し合っていたと見なければならぬ。これを要するに、以上より上に見た仲間団体が、それぞれの村の範囲を単位とした領域的な農民団体 (Landgemeinde) をその基盤に持っていたことはおのずと明らかである。すなわち、仲間団体はこの農民団体の組織の一部を形づくっていたのであり、換言すれば農民団体それ自体の存在は、まさにこの仲間団体の活動の中に具現されていたと認めることができるのである。

(47) Schwerin-Thieme, Deutsche Rechtsgeschichte, 188.

(48) また、寄進を受けた土地に修道院にかり任命された所領代理人も、同時にこのような「証人仲間」の一メンバーであつ

た。例えば、第二文書の証人欄に見える Δ Ingob ∇ (ティロール村)、第七文書に名を見せる証人 Δ Iohannes ∇ (リッフィアン村) が然り。

- (49) この Δ Landgemeinde ∇ の表現は、ティロールにおける農民団体が、シュワーベン地方でのような、集村化した個々の独立村落 (Einzeldorf) に範囲を限定された村落団体 (Dorfgemeinde) とは、その構成員の定住形態の上で相異なることを指し示して居る (Vgl. K. S. Bader, Dorfgemeinschaft und Dorfgemeinde, 97)。すなわち、 Δ Landgemeinde ∇ は確かに村 (vicus) の上にひろがっていたのではあるが、しかしその構成員には、大幅に、支流溪谷の開墾地たる散居ホーフ (Einzelhufen) の保有農を含んでいたのである (H. Wopfinger, Bergbauerbuch 1/1, 87-88)。

(二) このようにして、証人の仲間団体の基盤となっていた農民団体の存在を確定することによって、おのずと次の問題が生ずる。すなわち、この農民団体と伯裁判所とはいかなる関係にあつたかである。この点を次に具体的な事例により調べておこう。

伯領の諸在地において農民を当事者とする事件に対し伯裁判所が設置された事例としては史料上、(イ) 中部フィンチュガウ溪谷のコルチュ (Kortsch) 村における場合 (一二〇九年)⁽⁵⁰⁾、(ロ) 上部フィンチュガウ溪谷のマルス (Mars) 村における場合 (一二一一年)⁽⁵¹⁾ が知られる。以下で先ずこれらの各々の場合で、いかなる事情のもとに伯裁判所が開催されたかを問題としたい。

(イ) ティロール伯アルベルト三世は、山林の伐採をめぐる聖マリエンベルク修道院 (上部フィンチュガウ溪谷ブルカイス Bruckeis に所在) とコルチュ村の住民との紛争の処理のため当村に裁判所を設けた。それは、修道院と修道院フォークトたるマツチュ家⁽⁵²⁾の領主とが伯に対し裁判所の設置を要請したことによる。では、なぜ修道院とフォークトとは伯裁判所を招へいたか。それは、コルチュ村の住民が当時聖マリエンベルク修道院の保有農あるいは(よりひろくいえば) ファミリア成員のみを含んでいたのではなく、同時に幾人かの土地領主に服していたことによつ

た。なぜならば、紛争の当事者が修道院とその保有農（ないしファミリア成員）とであるならば、原則上は、紛争はマツチュ家の領主のフォークタイに基づく裁判権によつて処理され得たはずである。実際に、コルチュ村における住民構成はグルントヘルリッヒにはさまざま要素を含んでいた点は指摘されているし、また事実、この裁判集会自体にも、《boni homines domini Vdrici de Scrunis》と呼ばれた者たちが証人として出席していた。従つて、以上のコルチュ村住民が文書の上で、《Chortzenses》と表わされて山林伐採の事件で一方の当事者となつたのは、当時住民が自らの生活基盤に、グルントヘルリッヒな枠を超えた領域的な農民団体の組織を持つていたことを物語る。

(ロ) 《クルルーナ Kulruna》(下フィンチュガウ溪谷のゴルドライン Goldrain 近郊) 出身の四名は相互に土地を交換したが、これを確認するためにティロール伯アルベルト三世は、ミュンスター女子修道院(上部フィチュガウ溪谷のタウフェルス Taufers に所在) 院長アデルハイドの要請に応じてマルス村に裁判所 (publicum placitum) を置いた。当修道院の修道院フォークトはやはりマツチュ家の領主であつたが、しかし伯が招へいされた事情より、問題の土地交換はそれが有効であるためにはフォークトによる確認のみでは不十分であつて、これに加えて伯裁判所における証明が必要であつたものと推察できる。このことは、土地処分の当事者のすべてがミュンスター女子修道院に所屬した者ではなく、それ故に、マルス村で確認を見た土地処分の内容は、ただ当修道院に關係した事項以外の事柄をも含んでいたことを指し示す。マルス村に伯裁判所が設けられたのは、処分の対象となつた土地の一部分がマルス村に所在した事情によるが、この処分の確認文書の証人欄にはさまざま領主、《dominus Hugo de Katurra, dominus Sicherus de Richenberge, dominus Huto de Meze, dominus Ullinvs de Furmigario》、およびマルス村出身の農民《Oswaldus, Meraldus et Egrino de Nalles》が名を見せた。このうち、領主たちはマルス村およびその近郊に土地を所有した者であつたらう。そして、先の土地処分の当事者の少なくとも一部は、これら領主にグルントヘルリッヒに服した者を含んでいたと思われる。このような当事者の土地交換の契約に対する伯の確

認は、先に挙げた農民と共に以下のマルス村定住の証人、すなわち自由農 (*liberi*)、マルティヌッチュ家の成員 (*marinusi*)、この家は村の土豪的有力者の家柄であったと思われる。後世に当家がこの地域においてティロール伯の役人となった⁽⁵³⁾、ミニステリアーレン (*ministeriales*)、そして有力な保有農 (*virii boni*)、によって改めて承認を受けた。また、村のこの「有力な保有農の意見と証言とによって (*sub honorem virorum exlimatione et lesimonia*)」、当該の契約が有益なものであり、それにはいかなる害悪も存在しない、と判断され、彼らの意見に基づいてティロール伯は土地処分の確認を行なったのである。ここに、マルス村住民のグルントヘルリッヒな枠を超えた勢力の一端がうかがえよう⁽⁵⁴⁾。

さて、以上見たように、ある在地に伯裁判所が設置されたのは次のことを意味したのである。すなわち、当該の在地において土地領主たちの散在所領所属の農民が、当時すでにグルントヘルリッヒな枠を超えまとまった農民団体を基軸にして、自らの生活基盤をつくり上げており、個々の土地領主とそのフォークトとはもはやこの農民団体を支配し得ず、これと相對峙し、つづ、自らの伝来の権利を個別的に主張・貫徹してゆかざるを得なかったことである。これを要するに、伯裁判所の招へいの背景には、領域的な農民団体の勢力が土地領主とそのフォークトとにとってやっかいな問題となっていた事情が存したのである。

- (50) TUB. 1/2. Nr. 591. S. 66—67.
- (51) TUB. 1/2. Nr. 622. S. 95—96.
- (52) *«claustrum Montis sancte Marie --- querimonias suas super tilata sibi tanta iniuria simul cum advocato suo domino Eginone de Mazis coram comite de Tirole domino Alberto movere ceperal»*.
- (53) O. Stolz. Die Ausbreitung des Deutschthums in Südtirol im Lichte der Urkunden. IV, 12. 79.
- (54) TUB. 1/2. Nr. 591. S. 67. 証人欄参照。

- (55) *Adominus comes Albertus Tiroloensis ad petitionem venerande domine Adelclitus Monasteriensis abbatisse considerata utilitate, que proveniebat exinde, consensit et bona voluntate permisit cambium.* *▼*
- (56) *Istud cambium suscepit supradictus Johannes - - - a supradictis hominibus per manum - - - comitis Alberti et per manum advocati Eginonis Macie.* *▼*
- (57) 無論、彼らの一部がラント法上の土地所有者であつたとしても否定できない。
- (58) O. Stolz, Die Ausbreitung des Deutschthums, IV. 15, Ann. 10.
- (59) 問題の土地の交換契約の確認が行なわれた以前の時点ですでに、當の土地をめぐって、修道院側と交換当事者との間に何らかの紛争が起つていたと思われる。

以上農民団体に關して述べてきたところ(一)(二)をまとめてみると次のようである。すでに述べた通り、伯裁判所はティロールの領主家が「伯」権力の名において設置したものであり、伯領に定住した領主たち(«Bartones nobiles et ignobiles»)は、裁判集会のメンバーとなることによつてはじめて、伯裁判所のもとに伯領を單位に領主貴族の仲間による固有の裁判団体(«eine Gerichtsgemeinde»)を構成した。伯自身は、この団体の成員を伯裁判所組織のもとにますます緊密に繋ぎとめることによつて、同時に伯領全体に対する支配を計ろうとした(この企ては、伯領唯一の上級ラント裁判所の設置とその存続とを目的としていた)。ところで、伯領におけるティロール伯の支配は、ただこの形態をとつて行使されただけではなかつたのである。すなわち、伯は、①伯裁判所で領主仲間の団体を構成させることで行なう支配と並んで、さらに加えて、②同じく伯裁判所を設けることで、自らも直接農民支配に及んだのである。但しこの場合、直轄領の農民支配ではなくて、グルントヘルリッヒな枠を超えた農民団体に對する支配をいう。これは、既述のごとくコルチュ村、あるいはマルス村に伯がラント裁判所を置くことによつて行使された。この支配は「裁判支配権」に基づいており、従つて、これは一地域の団体形成のための絶好の手段として奉仕し

得⁽⁶¹⁾たのである。伯はこのようにして領域的な支配権力を獲得することによりはじめて、伯領において、①の場合とは違って、在地に対して集約的な権力を我が物になし得た。なぜならば、①で見られる支配は、既述のごとく單純に「ベルゼンリッヒ」な「伯」権力にのみ基づいていたのであり、かくして、結局それは人的結合(Personenverband)に依拠したところからして支配権力の實質の点ではおのずと不安定な性格を帯びざるを得なかつたのは否めないからであり、これに対し、②で見る支配は、下級ラント裁判所管轄区(裁判区)(untere Landgerichte, Pfliegerichte)の形成を内容とするティロール伯のカンマーグート体制⁽⁶²⁾への發展をはらんでいたからである(ここでは、伯裁判所は、伯領内部の幾個かの地域のそれぞれに妥当した在地裁判所 Obergerichte へ転化した)。

伯は、伯領の諸在地のほぼ全般にわたって、以上②の裁判支配権を獲得し、これによって、伯領全体をティロール伯家の実力基盤へ転化させると共に、その過程で、彼はこの実力基盤の中に、トリエント司教所有の別の伯領(例えばポーツェン伯領)に対する支配権の浸透のための物質的な活動源を見出そうと企てた。伯領のラント法を制度的に保障した伯裁判所は、上に見たごとく、伯領の上級ラント裁判所として領主仲間を「伯」権力のもとに組織化すると共に、同時に伯領の下級ラント裁判所として個々の農民、あるいは農民団体をラント裁判権のもとに組織化する働きもしていたのである。伯裁判所が有したこの二つの側面に注意しておかなくてはならない。

(60) これは、先のコルチュ村の例をとれば、伯がコルチュ村住民に対し⁽⁶³⁾「違反するときは」身体と財産とに対する処罰の名⁽⁶⁴⁾として(sub pena personarum et rerum)判決を下した点によく表われている。

(61) 世良晃志郎、封建制社会の法的構造 一五八頁。

(62) O. Brunner, a. a. O., 379.

(63) これについて詳しくは第二節第三を参照。

(三) とところで、ティロール伯が領域的な農民団体に対する支配を貫徹させようとした場合、それがいつも好都合

に進むとはかぎらなかつたのはいうまでもない。このことは、競合する別の伯がおり、同時に、農民(団体)に対して支配権を相互に補充させつつ行使した領主貴族たちが広汎に存在した領域において、特にあてはまった。以下では、このような領域において、ティロールの伯が領域権力を形成するに当って、伯領フィンチュガウの場合とは別種のいかなる支配構造に直面しなくてはならなかつたかを問題としたい。しかし、ここで行なおうとするのは、ティロールの伯裁判所権力からインムーンな領主たちの権力を列挙することではなく、これら領主たちがインムーンな権利を持っていようがあるまいが、彼らが、特定地域においてその地域の果たしていかなるしくみの中で、己れの支配権を行使し得たかを明らかにすることである。これに関し格好の素材を提供してくれる領域が、エッチュ溪谷地域(Etschland)の主要な領域部分の一つをなしたポーツェン伯領である。従って以下の課題は、要するにこの伯領ポーツェンにおけるラント法的構造の一端を説明することになるであろう。

先ず基本となる事例を取り出そう。アルペロ・フォン・ルッサン(Albero von Rusan)なる者がポーツェン村近郊グリース(Gries)に置かれたルッサン⁽¹⁾の土地をシェフトラルン(Schäftlarn)修道院(上部バイエルンに所在)に売却したが、そのときの文書(以下では売買文書⁽²⁾)という。それは一二〇〇年ないし一二一八年に作製された)の証人欄には次の名が見える(第一類型の証人)。(イ) «Albertus villicus Wihenstephensis de [Chellare]»、(ロ) «Hartlieb villicus et Gofridus hobarius Frisingensis episcopi in Chellare»、(ハ) «Arnoldus de Harena. Chunradus et filius eius Christian. Adam ... omnes isti coloni nostri in Chellare»、(ニ) «証人たちの名から直ちに次の点が確認できる。それは、ポーツェン村のケラー(Keller)地域には、上部バイエルン所在の少なくとも、一つの司教座(フライジンク)および二つの修道院(ウァイヘンシュテファン、そしてシェフトラルン)のおおののファミリア組織が置かれていたことである。

ここでは、フライジンク司教座とウァイヘンシュテファン修道院のそれぞれの、ケラー地域における所領管理人

(vilius) が証人となった点に特に注意を払いたい。売買文書ではシェフトラルン修道院の所領管理人の名は見えないが、土地処分に関する当修道院の別の文書(一二〇〇年ないし一二一八年作製)には、証人欄で Adam (de Kellare) villicus noster ... ex familia nostra Sigboto Lungel, Henricus Traiboto と述べられており、ここに当修道院のファミリーア成員のほぼ完全な姿(一名の所領管理人 Adam villicus と保有農たち colonii) が再現されている。また、そこにはフライジック司教座の所領管理人 Adam villicus Frisingensis episcopi も名を見せた。このように、土地処分に関する直接の当事者である土地領主(事例では司教座あるいは修道院)所属の所領管理人のみならず、ケラー地域にファミリーア組織を有した当事者以外の土地領主の所領管理人も、当該の土地処分の確認に際して、証人の名で現われた点に注目しようと思う。さらにここで別の例を挙げれば、ハインリッヒ (Heinrich in der Grube) なる者がシェフトラルン修道院にブドウ園圃を売却したときには、証人としてこの修道院のファミリーア成員 ex familia (nostra) Sigboto, Hainricus と並びにフライジック司教座の所領管理人 Adam villicus Frisingensis episcopi も現われた。また、コンラート (Konrad von Keller) なる者がシェフトラルン修道院に対して行なった寄進の文書は、フライジック司教座の所領管理人の家で (in domo villici Frisingensis episcopi Adelberti in villa Chellare) 作製され、証人の一部はケラー地域の住民 (Lenserpero, Hartwich, Alban, Pero, Elbwin, Adam, Gunthart isti omnes de Chellare) であった。彼らはすべて農民といえる。土地領主の所領管理人が証人として出席したとき、この所領管理人のもとファミリーア成員(保有農)も同時に所領管理人に伴われて証人仲間をなした。この点はシェフトラルン修道院の場合文書上既述のごとくはつきりしているが、しかしその他の場合、例えばフライジック司教座の所領管理人 Hartlieb と保有農 Gottfridus (売買文書) もその例といえる。このように、ある修道院を当事者とする土地処分の確認のときに、当修道院所属の農民と共に別の修道院(あるいは司教座)所属の農民(所領管理人を必ずしも伴わないが)が証人として現われた事例は他にも見られる。例え

ば、シエフトラルン修道院が当事者の場合に、ウアイヘンシュテファン修道院所属の農民「Wiliboldus de Wihensteinen」が、同じくシエフトラルン修道院についてはシームゼー (Chiemsee) 修道院所属の農民「Chonradus de Chiemesse」が、さらにウアイヘンシュテファン修道院の場合に、フライジック司教座所属の農民「Hermannus de Frisinga」が、それぞれ証人として名を見せた。以上三つの事例はいずれもポーツェン村ケラー地域に関わるものである。以上に見た事実の確定より次のようにいえる。ポーツェン村のケラー地域で、個々の土地領主に所属のファミリア(1)に含まれた所領管理人および保有農が、この地域での土地処分の確認の度に証人仲間の一部分をなしたの、その背後にはすでに、たとえルースなものであっても別々の領主のファミリアの成員の間にヘルリッヒな枠を超えた連繫がすでに存続していたことを示す、と。土地処分の確認のような当時の重要な法生活上の問題には、単に当事者である土地領主のファミリア成員のみならず、同一地域にファミリア組織を、あるいは単純な所領でも持った土地領主たちのおのの所領管理人あるいは保有農も関与したのである。これによって、問題の土地処分はいわば公的な性格を取得し、対外的効力の点で一種の保証を獲得したのである。「土地は繰り返えし、(借地人の) 仲間からなつた証人の面前で売却され、相続され、負担を課せられた。これ(証人の面前で土地の処分等が行なわれること)は文字を記す慣習がわずかしか見られなかつた時代に生まれた、(近代の) 登記に代わる一個の形式主義的な装置 (ein formalistischer Apparat) を意味した」のである。土地処分の確認におけるこのような事情を考慮してはじめて、「証人仲間」なるものの存在意義を正しく認めることができよう。そして、今度は農民団体の形成の歴史過程を考へるに際しても、この農民の証人仲間の継続した存在に注目せねばならないと思う。なぜならば、個々の土地領主たちの幾個かのファミリア組織の置かれたケラー地域が、歴史的に、一つの農民団体の組織を生み出した間の事情は一つには以下のごとく説明できるからである。すなわち、領域的な農民団体の形成の萌芽は次の中に見られたのである。個々の土地領主のファミリア所属の所領管理人と、所領管理人に伴われた農民とからなる証人たちが、種々の

土地領主の行なう土地処分に対する確認・証明を通じて、一個の証人仲間を生み、この証人仲間の内部における相互の連繋が具体的な個々の証人活動の舞台で絶えず新たに繰り返えされるという中にある。このように、さまざまな土地領主所屬の農民から構成された一個の証人仲間の存続は、個々のファミリー組織の枠を超えた領域的な農民団体を生み出す一つの重要な契機になったのである。かつて、A・ドブシュは、村落団体の成立の問題に関し、ファミリーがそのまま単純に村落団体(Dorf-gemeinde)に成長したと考えた。しかし、ケラー地域のように、同一の地域にさまざまな土地領主のファミリー組織(あるいは散在所領)が置かれた、グルントヘルシャフトの基本構造に照らしたとき、「一個のファミリーから村落団体への発展」に見えるドブシュの説明の仕方はそのままでは不十分と思われる。この点に関しても、さまざまな土地領主所屬のファミリー成員から構成された、特定地域を背景とする証人仲間の存続を明らかにすることによって、問題解決の新たな一つの糸口がひき出せるであろう。

- (65) TUB. I/2. Nr. 525. S. 4.
- (66) TUB. I/2. Nr. 526. S. 4.
- (67) TUB. I/2. Nr. 524. S. 3.
- (68) TUB. I/1. Nr. 342. S. 171.
- (69) TUB. I/1. Nr. 512. S. 289.
- (70) TUB. I/1. Nr. 285. S. 134.
- (71) TUB. I/1. Nr. 513. S. 289.
- (72) ファミリアは「所領管理人(villicus)」、保有農(例えばReginbertus de Wihensteyen)として直営地農民(«omnes qui erant die dominica ante ecclesiam»)からなつた(TUB. I/1. Nr. 402 (1182—97) の証人欄を参照)。

(72) H. Aubin, Die Entstehung der Landeshoheit, 117—8.

(73) この場合、証人仲間のうちの有力なメンバーが仲間における指導的な役割を果たしていたと思われる。これに関し、O. シュトルツの次の見解は参考になる。「マイエル (Villic) が元来純粹にグルントヘルリッヒな管理人であつたとする見解は完全には証明されていない。[マイエルとじう] 言葉はヴィラ (villa) ——これは村落(Dorf)と同じである——と関わりがあり、従つてその言葉は村の首長——彼の権力は特に大きな土地 (Hof) の保有に結び付いていた——も意味し得るのである」(O. Stolz, Rechtsgeschichte des Bauernstandes und Landwirtschaft in Tirol und Vorarlberg, 304)。

(74) TUB. I/1. Nr. 459 (1190), S. 253 に見える「タラーの農民団体」(communitas plebium de Kellare)なる表現を想起せよ。

(75) 無論、およそ領域的な農民団体がすべてこのような証人仲間から形成されたといおうとするのではない。ただ、在地的なまとまり (die gerichtliche Geschlossenheit) が何を契機として成立し得たか、その一つの契機を取り出そうと試みたにすぎぬ。

(76) A. Dopsch, Herrschaft und Bauer in der deutschen Kaiserzeit, 109.

(77) この点に関しては、P. フリードの次の見解を参照。「在地のグルントヘルリッヒな分断が、あるいはフォークトヘルリッヒな分断が起こると同時に、自動的にこれによって在地における裁判団体も破碎されてしまつていくことは決してなかつたのである」(P. Fried, Herrschaftsgeschichte der altbayerischen Landgerichte, 53)。

さて、最初に挙げた売買文書の証人欄には、以上問題にした土地領主のファミリア成員(第一類型の証人)が名を見ただけでなかつた。それと並んで、フォークト、ヴァルベンシュタインの領主「Gotschalch advocatus noster de Valwenstein」、彼の封臣たち (milites) «Luitoldus et Heinrichus Slagolefs» 及び彼の「ニコリスチ

リアーレン (servi) 《Gotschalvus, Bertholdus, Cristan, Siguridus et filius eius Siguridus de Chellare》も現われた(第二類型の証人)。ウォルベンシュタインの領主は、少なくともケラー地域におけるシェフトラルン修道院の所領に対する所領フォークトであった。このフォークトによる証人活動の意義を明示しているのが、ハインリッヒ (Heinricus in der Grube) なる者がシェフトラルン修道院にブドウ園圃一片を売却したときの文書である(行)。この文書の内容は二段に分けることができる。前段には園圃処分の確認が述べられており、ここでは、フォークトのミニステリアーレン 《Siguridus et filii eius Sigbertus et Siuridus (de Chellare)》、フライジント司教座の所領管理人 《Adam villicus Frisingensis episcopi (de Chellare)》、ケラー地域の他の者 《Burchart, Golfrid, Adelbertus der Bernaere, Heinricus plebanus de Kellare》、最後にシェフトラルン修道院のファミリア成員 《ex familia Sigboto, Hainricus, Albero Phuse》が証人として現われた。一方後段には、売却者ハインリッヒが当売却行為に関して、フォークトたるアーノルド・フォン・ウォルベンシュタイン 《Arnoldus de Valwenstein》(彼は先の《Gotschalvus de Valwenstein》の兄弟である)の面前で以下の証人を得て確認を求めた旨が見える。すなわち、このときの証人は、フォークトの封臣たち 《milites eius Heinricus Slagfels, Lintolt et frater eius Heinricus》、フォークトのミニステリアーレン 《servi eius Gotschoh, Babo, Willenhalm》、ついでフォークトの封臣でもミニステリアーレンでもない者たち 《Heinricus der Puhelare, Heinricus der Chirchare, Rodolfus de Seuers》、最後に前段の証人たち、であった。おそらくこの確認はウォルベンシュタインの城塞において行なわれたと思われる。そして、フォークトの面前で、当土地処分について修道院に対し不法を働く者はヴェロナ貨幣八〇タレント (LXXX talenta Veronensium) を賠償すべきことが定められたのである。以上より次のことがいえる。個々の土地領主たちのファミリア成員から構成された証人仲間のもとで確認を受けた土地処分は、さらに、城塞所有者でフォークトたる世俗領主の保護権によってはじめて、処分された土地の庇護の点で

現実的な効力を獲得し得た、と。上に挙げた事例の場合、ウアルベンシュタインの領主は封臣とミニステリアーレンとを支配した有力な城塞所有者であったと思われる。確かに元来彼個人はシェフトラルン修道院の単なる散在所領、およびファミリアのフォークトであったが、しかし彼の行使する保護権は、ケラー地域の別の土地領主所屬のファミリア成員にも及んだ点に注意しておかなくてはならない。このことが、とりもおさず、ウアルベンシュタインの領主によるフォークタイに基づく領域支配の一つの現われに他ならないのである。

さらに最初の売買文書の証人欄で注目すべきは、《Willehalm de Somens Chienaste, Adelbertus de Bernare》と呼ばれた者である(第三類型の証人)。彼らは、証人欄での記載形式から見てポーツェン村地域の領主身分の者、あるいは領主身分類似の在地の有力者であろう。しかし、彼らはウアルベンシュタインの封臣たちでもミニステリアーレンでもなかった。にもかかわらず、フォークトの保護権行使はこれらの者からも承認されていたのである。従って、この意味でここでウアルベンシュタインの保護権に関して、これに類する次の者たち、すなわち、先のハインリッヒ (Heinricus in der Grube) が確認を求めたときの証人たちのうちですでに挙げておいた、《Heinricus de Puhelare, Heinricus der Chirchare, Rodolfus de Seuers》にふれておかなくてはならない。彼らはやはりウアルベンシュタインの領主の封臣でもミニステリアーレンでもなかった。以下で彼らの証人活動を、彼らと仲間の関係にあつた者たちをも考慮に入れて若干の文書より拾い上げて見たい。(イ)《Willebirch von Girtlan》なる者が修道院ノイシュティフト・フォン・フライジック (Neustift bei Freising) に対して行なつた寄進では《Chunradus de Seuers, Gotschalch de Valewenslein》が証人として現われた。⁽⁵¹⁾(ロ)《dominus Heinricus de Puhle vel de Goldecke》が行なつたシェフトラルン修道院に対する土地譲渡には証人に《Heinricus der Kirchare, Arnoldus de Valwenstein advocatus noster, --- Rudolfus de Seuers》が名を見せた。⁽⁵²⁾(ク)シェフトラルン修道院とポーツェンの商人との取引には、《Choloch, Gotschalch de Wineche, --- Arnolt de Valwenstein, ---

Fridricus de Winchele, Henricus dicitur Puhelare) が証人となった。(二) (ハ)で挙げた証人の一人、
 «Cadelochus de Winec) が聖ゲオルゲンベルク修道院に対して行なった土地の譲渡には、«Federicus de Winkel
 et Gohesalcus de Winec) が証人であった。

ここではこれ以上紹介する必要はあるまい。要するに以上の事例(すべてポーツェン村地域に関わる)より次のことがいえる。すなわち、«Valwenstein)» «Kirchære)» «Seuers)» «Wineche)» «Winchele)» «Puhelare)» 等の一定範囲の在地の領主たちは、特定の領域を背景に、多様な証人活動を通じ相互に呼応し合い、連繫を保っていたことである。この事実の確定から以下のごとく考えてよい。フォークト、ウアルベンシュタインの領主が行使した保護権は、その背後において、ポーツェン村地域のほぼ一定した範囲の別の世俗領主の仲間によってうらうち、うらうちとされていた。と。ウアルベンシュタインの領主のフォークタイは、その実質上、領主たちの連繫に基づく幅ひろい支持、ないしうしろだてのもとにはじめて営なまれざるを得なかつたのである。この連繫の存立の契機は次の二つのモメントに求められる。第一に、個々の領主貴族は他の領主貴族に対して己れの権利(特に所領フォークタイ)を在地において領域形成的に貫徹するに足るだけの決定的な実力をいまだ身につけておらず、このため特定の領域を背景に領主貴族間の競合、いが繰広げられていたこと、第二に、しかしこの競合いの中にあつても、おのおのの領主貴族は己れ自身の利益(egoistische Interessen)を将来にわたつてできるかぎり障害なく追い求めようとしたこと、である。ここでは、特に相互の証人活動を基軸にした一定範囲の世俗領主の連繫の状態を、領主仲間のラント法的関係と呼びたい。この連繫にあつて指導的な地位を占めたのは確かにフォークト、ウアルベンシュタインの城主であつた。しかし、ここで注意しておかなくてはならないのは、フォークトの有する例えば既述した賠償金ヴェロナ貨幣八〇タレントの徴収権(これが保護権の具体的内容の一つである)は、領主仲間のラント法的関係を背後に持ってはじめて、その現実的効力を獲得し得た点である。

- (77) TUB. 1/2. Nr. 524. S. 3.
 (78) TUB. 1/1. Nr. 386. S. 193.
 (79) TUB. 1/2. Nr. 522. S. 2.
 (80) TUB. 1/2. Nr. 521. S. 2.
 (81) TUB. 1/2. Nr. 531. S. 8.

(81a) これら幾個が特定した在地の領主の仲間は、もっと広い領域を背景とする領主の仲間のごく一部分を形成していたにすぎない。はいうまでもない。

(82) 無論、本文に述べる事情と並んで、血縁関係という最も自然の要素も働いていたであろう。

(83) フォークトの確認した土地処分に對し不法を働いた者が別の領主所屬の封臣やミニステリアールの場合にもフォークトの保護権が障害なく行使され得るためには、彼のこの保護権を承認・支持する領主たち相互の連繫が存続していなければならなかったはずである。

(84) ボーツェン村地域には、特に上部バイエルン所在の修道院の散在所領が広汎に展開しており、これら個々の散在所領には、当然かのウアルベンシュタインの領主を例とする所領フォークトが数多く任命されていたと思われる。この状況の中にあつて、世俗領主たちはそれぞれ彼らが取得したフォークタイを現実的、実な権力にまで高めなければならぬ課題を負っていたのである。

(四) 以上の、フォークト、ウアルベンシュタインの領主を中心とした世俗領主相互のラント法的関係と並行して、当時このフォークトは自らの上にかなる支配関係を取り結んでいたか。この点を探るに當つて先ず注意すべき文書は、一一八五年七月二三日におけるレーエン授与の文書である。⁽⁸⁵⁾これによれば、トリエント司教アルベルトは、エッパン伯兄弟にレーエン財の一つにウアルベンシュタインの城塞《castrum Valenstain》を与えた。この授封

には《Gothsalcus de Valuenstein》が証人の一人として出席していた。従っておそらくこの時点で、《Gothsalcus de Valuenstein》とのレーエン關係がトリェント司教のもとからエッパン伯兄弟のもとへと切り替えられたと思われる。その後一八九九年から一九〇六年にかけてエッパン伯が行なった法取引に《Gothsalcus de Valwenstein, Gebehardus iunior》が証人として名を見せた。⁽⁸⁶⁾ところで、同じ時期にエッパン伯エグノーは、おそらくこの《Gebehardus iunior》を含んだ、《Gothsalcus de Valwenstein》の息子二名をブリクセン司教所属のミニステリアーレン (ecclesie ministeriales) 二名と交換したが、⁽⁸⁷⁾これから察せられるに、ワールベンシュタインの領主とのかのレーエン關係はその実質上ミニステリアーレン關係の様相を呈していたといえよう。いずれにせよ、ワールベンシュタインの領主は完全にエッパン伯家の支配下にあつた。例えば、エッパン伯エグノーとトリェント司教コンラートとの法取引(一九〇四年)で伯は、ワールベンシュタインの領主以下三名の意見に従つて (in dicto predicti Cadelochi et Tovrenghi, Odolrici de Grvnspurgo, Gohesalcki de Volenstaine) 次のような取り決めを司教と行なつていたのである。⁽⁸⁸⁾すなわち司教に讓渡を約した土地がその所有者(エッパン伯の妹)との關係で約束通りにいかなかった場合には、別の土地を立替えて司教に讓渡する、と。そして、この一九〇四年の法取引でもう一点注意すべきは、先の三名の一人、《Cadelochus (de Winecco)》であり、そして、証人となつていた《Federicus de Winecco, --- Conradus [frater Cadelochi], Gohesalkus, Warnardus de eodem loco》である。すでに上で紹介した《Winecco》出身のこれら領主もワールベンシュタインの領主と並んで現われたのである。さらに、上記《Warnardus et Gohsalcus de Winecco》が、エッパン伯ハインリッヒとトリェント司教との法取引(一八五五年)⁽⁸⁹⁾ですでに証人活動をしており、このときは先に紹介した《Federicus de Winkeler》も名を見せていた。確かに一八七七年のある文書には、⁽⁹⁰⁾かの《Gothsalcus de Winec》がトリェント司教のミニステリアーレ (Gothsalcus ministerialis Tridentine) と呼ばれたことより、果たして直前で挙げた一八五五年の法取引の証人、《Winecco》や

《Wincete》出身の領主が、当時はつきりとエッパン伯家の支配下に置かれていたかどうかは即断はできない。しかしそれにせよ、ウアルベンシュタインの領主のフォークタイが問題となった時点（ほぼ一九〇年代以降）においては、この領主仲間のメンバーはエッパン伯家と支配・保護関係を結んでいたと見てよい。⁽⁸²⁾

このように考えてくれば、シェフトラルン修道院の所領フォークトであったウアルベンシュタインの領主に対し、彼のフォークタイ行使に当って支持を与えないしうしろだてとなっていた先述の《Wincete》、《Winec》、《Seuers》等の在地出身者は、自身も取得していたはずの修道院所領フォークタイの行使の際に、さらに、エッパン伯家による保護を享受していたことがわかる。ポーツェン伯領の領域における唯一・有力な世俗の伯家であったエッパン伯家は理論上は、伯領フィンチュガウにおけるテイロール伯の場合のごとく、「伯」権力の名において自分の出身地（エッパン伯領——これはポーツェン伯領に隣接した）に上級ラント裁判所である伯裁判所を設置し得たのである。これによって、ウアルベンシュタインの領主を中心とする領主貴族仲間のラント法的関係は当裁判所で一層現実的な保護を得たはずなのである。⁽⁸³⁾

ところで、今まで見てきたポーツェン村地域において最終的な支配権力を行使していたのは依然としてひとりトリエント司教であった。彼は同時にポーツェン伯領の伯でもあった。司教はエッパンの伯とレーエン関係を結んでおり、これによって彼はこのレーエン関係を媒介にして、ウアルベンシュタインの領主とその仲間とのラント法的関係を己れの支配圏へ取り込もうと企てた。司教のこの企てはポーツェンのレーエン裁判所において実現された。従って、この裁判所は単純に司教の封臣たちの裁判集会（レーエン集会）として現われたのみならず、それ自体ポーツェン伯領の上級ラント裁判所と位置づけ得た。この点は一二一〇年の司教のレーエン裁判所の開催の事例から理解でき⁽⁸⁴⁾。この裁判所（curia）で司教フリードリッヒは、かの《Gotesalcus de Winec》、および《Turingus de Formiano》⁽⁸⁵⁾の判告を得て、次のような判決を下している。ポーツェンの住民（《Banzanenses》）が、彼らの私有

地 (allodi)、封地あるいは借地 (feodi)、および質取地 (pignores) のブドウ園圃の収穫物から醸造されたブドウ酒をそのまま自家で消費する場合は、それに関税 (theloneum) は課せられないが、しかし、住民がそれを売買の対象として都市ポーツェンに持ち込むときは関税が掛けらるべきである、と。この判決はレーエン裁判所の構成員 (ministeriales et vasalli presentis curie、この一員にエッパンの伯ウルリッヒが姿を見せていた) によって確認されたが、判決の内容(すなわち、ブドウ酒関税の賦課・徴収のとき特定領域の住民——市民と農民——全体を対象とした問題) から見て、当レーエン裁判所はポーツェンにおけるラント裁判集会 (Landading) たる資格をすでに与えられていたといわねばならない。これに関し、かつてE・ローゼンシュトックは次のように述べたことがある。⁽⁹⁵⁾ 一個のレーエン裁判所 (ein Lehenhof) が設けられて、そしてそれがラントを自らの権力の中へ取り込んだ場所でのみはじめて、そこにレーエン裁判所による領域支配権 (Territorialität) が発展した、と。これと同じ事態がトリエント司教所有のポーツェン伯領でのレーエン裁判所に見受けられたといえる。伯領フィンチュガウにはトリエント司教もクール司教もこのようなレーエン裁判所を設けていなかった。この点で伯領フィンチュガウにおいてはティロール伯は己れの領域支配権形成にとって有利な状況にあったといわねばならない。

それはともかく、ここで最初の問題に立ち帰って次のように締括することができる。ポーツェン村領域における在地の支配構造とは、グルントヘルリッヒな枠を超えて存続する農民団体を基盤にした、フォークト、ついでフォークトの保護権を支えた領主仲間、最後にエッパンの伯に到る支配・保護の重層関係を意味しており、トリエント司教のレーエン裁判所が以上の支配構造の支柱となり、同時にこの支配構造をその組織の中に取り込んでいた、と。ここに、伯領ポーツェンにおけるラント法的構造の一端が現われているといえよう。ティロールの伯は、領域支配権を貫徹し「地域的・領域的団体形成」に当って、かくのごとき、伯領フィンチュガウとは別種のラント法的構造に直面せざるを得なかったことになるのである。これに相對峙して、ティロール伯がいかなる権原を行使し得たかは第二章第二

説
節でふれたら。

論

- (85) TUB. I/1. Nr. 426. S. 221.
- (86) TUB. I/1. Nr. 442. S. 239. *40.5.17* Nr. 449, S. 242 も参照
- (87) TUB. I/1. Nr. 443. S. 239.
- (88) TUB. I/1. Nr. 484. S. 272.
- (89) TUB. I/1. Nr. 427. S. 223.
- (90) 前註(88)の本文参照。
- (91) TUB. I/1. Nr. 350. 176.
- (92) 無論、彼らがトリエント司教とヘッペン伯と二重のレーエン關係に立ち得た点は否定するものではなご。
- (93) 但し、ヘッペン伯の伯裁判所の活動はチーロール伯の場合に反し文書の上では実証できない。
- (94) TUB. I/2. Nr. 598. 74—75.
- (94 a) この者も前註(88)の本文にほう三をのうとの一人である。
- (95) E. Rosenlock, a. a. O., 192.

二 伯裁判所の実力基盤

(一) 再び第一文書の次の導入部分に今一度眼を向けよう。《Nolum sit omnibus huius Venuste terre et subtus Tellii videlicet Nocturnis, Algundis, Tyralis, Ruffianis》の文言からわかる通り、《ラント・フンチオガサ lerra Venusta》の《Nocturnis, Algund, Tirol, Ruffian》の四つの材となすから地理的に區別を

れている。従つて、この四つの村を含んだ領域をその担つた意味の点で別個に取り出すことができよう。この領域にはさらにメラン (Meran) 近郊のマイス (Mais) 村も含めることができる。このことは、地域的のみならずまた、書記官ヘッイルの職務から見てもいえる。一例を挙げれば書記官は代理人を立ててではあるが、マイス村所在のブドウ園をめぐつて行なわれたベロー (Bero von Tschars) と聖マリエンベルク修道院との法取引に文書作製上関与して⁽⁸⁾いた。このように地域的 (地理的) な側面および書記官の活動の点から知れる «Naturus»・«Algund»・«Tirol»・«Riffian»⁽⁹⁾と «Mais» の在地 (村) を含んだ領域は、ティロールの城塞を中心とする伯家の直轄領管理区域 (これは «Burggrafennad» と呼ばれた) を形成していたことである。しかしながら、この後世を待つまでもなく、一二世紀後期から一三世紀前期の本稿の主の問題とする時期にもすでに、この領域にティロール伯家の実力基盤 (これは土地所有とフォークタイとからなっていた) を認めることができるのである。これを、まさに第一文書の導入部分自体が教えてくれている。

この意味でおのずと、ティロール伯家の実力基盤の一端を明らかにしておかなくてはならないと思われる。なぜならば伯裁判所はその物質的活動源をこの実力基盤に見出していたからである。実力基盤の分析に当つて以下で問題とするのは、ティロールの城塞におけるブルクグラーフ (伯の代官) の職務活動である。特に興味を引くブルクグラーフ裁判所の意義については後述し、⁽¹⁰⁾ここではもっぱらブルクグラーフの別の職務、すなわち租税徴収上の職務を指摘しておきたい。だが、残念ながらこの点の資料は本稿が問題とする時期については利用できなく、以下で用いるのは一三世紀末期以降所領管理人 («prepositus») がティロールの領邦政府に提出した直轄領管理区 («prepositura») の会計報告の文書である。以下ではこの文書の内容分析を先ず行ない、そしてそのデエタに基づきより古い時期の見通しを得ることで、われわれの問題に答えようと思う。

(86) TUB. I/1. Nr. 234, S. 103.

(97) 第二章第二節参照。

(98) この文書は F. Kogler, Das landesfürstliche Steuerwesen in Tirol. AÖG. 90, S. 419—712 に収録されているものを用いた。会計報告の文書は最も早期で二二八八年からのものが現存している。

(二) ブルクグラーフの職務自体、あるいは彼が管掌した領域は会計報告の文書ではブルクグラーフ職、あるいはブルクグラーフの管区(«Burkgravalus»)と呼ばれた。その例に次の文書が挙げられる。«ティロールのブルクグラーフ、コンラート(Conradus Grundnerius)は、ブルクグラーフの管区(Burkgravalus)の台所税(steuera coquinaria)を免除された二二〇の地区、ヴェーラン(Veran)およびハフリントク(Haueuning)から元来納入するべきであった五期分の台所税、牛二〇(頭)を計上した⁽⁹⁸⁾。あるいは、«ティロールのブルクグラーフ、ハインリッヒ(dominus Heinrichus de Annenberch)は、ブルクグラーフ職の管轄区(officium burkgravalus)からの収益、すなわち管区自体から⁽⁹⁹⁾ («de ipso officium»)彼が納むべきヴェロナ貨幣一〇〇マルクを計上した⁽⁹⁸⁾、と。ところが、ブルクグラーフは以上と並んで次のような会計報告も行なっていた。すなわち、«ティロールのブルクグラーフ、フォルクマールス(dominus Volkmarus de Puchstall)は、マイスの所領管理人(prepositus)ホルエルから受け取った、マイスにおける通常税、さらに牛三頭分に代わる牛乳税(steuera lactis)、そしてマイスの直轄領管理区(prepositura)の貢租(census)、以上の合計ヴェロナ貨幣二二マルク九リブラを計上した⁽¹⁰⁰⁾。これによって、ブルクグラーフはマイスの直轄領管理区(«prepositura in Mays»)からあがる収益までも領邦政府に計上していたことが知れる。この管理区と並んで、さらにリッフィアンヒティロールの直轄領管理区(«duplex prepositura in Ruffiano et in Tyrol»)の名も会計報告の文書には見える。すなわち、ブルクグラーフはこの管理区(101)の所領管理人から現物税に代わる八〇リブラを受け取っているのである。最後にシェンナ(Schenna)の管理区の名

も現われた。▲シェンナの直轄領管理区の租税(«slitna prepositurae in Schennau»)〔類〕は前年度に更新されており〔今後とも賦課される〕⁽¹⁰³⁾、と。このようにブルクグラーフは、領邦政府に対してマイス、リップフィアンロティロー、シェンナのそれぞれの直轄領管理区の収益(租税 steura、貢租 census、*kyra*にフォークタイ料 advocacia)⁽¹⁰⁴⁾について会計報告を行なっていた。この点は、直轄領管理区の管理人自身による領邦政府への会計報告からも知られる。例えば、▲マイスの所領管理人ガルドーは、納入された全金額を計上した。そして、このうち(*ex his*)、ティロールのブルクグラーフ、ハインリッヒに対し、ブルクグラーフ自身の計算に先んじて次の金額、すなわち家畜(牛九頭分)税三九リブラ、ブドウ税(*respenat*)三五リブラ、貢租九マルク二リブラ、通常税一三マルク、合計二九マルク六リブラを手渡した⁽¹⁰⁵⁾、と。それでは、ブルクグラーフに手渡された金額はマイス管理区の本来の全収益のどの程度に当ったか。この点に關してはただ通常税の額でしか比較できないが次のようになる。一三一四年四月一五日の会計報告では、⁽¹⁰⁶⁾通常税収入は一四マルク二リブラであった。この租税は年間の定額税であるため以後もその高は変化していない。従つて、おそらく管理人の経費ないし報酬の一部分に当てられたであろう一マルク二リブラの額を差引いたすべてがブルクグラーフに手渡されたことになる⁽¹⁰⁷⁾。また、シェンナ管理区の直接税収入からブルクグラーフに手渡された分は、一六マルク五リブラ(一三二四年五月一六日の会計報告による)⁽¹⁰⁸⁾のうち一五マルク(貢租等を含んだ手渡し総額は三五マルク)、リップフィアン管理区の場合は七九マルク(一三〇一年六月一九日の会計報告による)⁽¹⁰⁹⁾のうち六〇マルク(手渡し総額は九五マルク三リブラ)であった。従つて、これらの管理区でもマイス管理区の場合と同じ事態が見られた。以上より、ブルクグラーフ職は少なくとも税制の上から見るならばこれら三つの直轄領管理区に対してはほぼ全面的な支配権を行使していたことがわかる。

しかし、他方ブルクグラーフ職はこれら管理区の収益にのみ依存していたわけではない。これは、▲ブルクグラーフ職の管区⁽¹¹⁰⁾から一〇〇マルクが計上された、の既述した一例から知れる。ところで、この一〇〇マルクは三つの管

理区からの収益ではなかつた。⁽¹¹⁾ なぜならば、三つの管理区からブルクグラーフに手渡された金額は総計一五九マルク九リブラにのぼつたのであり、しかもこれに加えて都市メランからの収益六五マルク五リブラ六グロスもブルクグラーフ職に歸している。すなわち、三つの管理区と一つの都市よりブルクグラーフの手に入った租税総額は二二五マルク四リブラ六グロスにのぼつた。これにブルクグラーフ自身の先の計上額一〇〇マルクを加えた総収益が、ブルクグラーフの他の主たる職務(後述のごときブルクグラーフ裁判所の維持)に当てられたといえよう。⁽¹²⁾

- (99) Kogler, a. a. O., 656, Anm. 3.
- (100) Kogler, a. a. O., 514, Anm. 2.
- (101) Kogler, a. a. O., 665, Anm. 2.
- (102) Kogler, a. a. O., 514, Anm. 2.
- (103) Kogler, a. a. O., 523, Anm. 2.
- (104) Kogler, a. a. O., 659, Anm. 2.
- (105) Kogler, a. a. O., 513, Anm. 2.
- (106) Kogler, a. a. O., 479, Anm. 1.
- (107) マイス管理区からの手渡し総額は二九マルク六リブラである。
- (108) Kogler, a. a. O., 480, Anm. 1.
- (109) Kogler, a. a. O., 481, Anm. 1.
- (110) 手渡し総額についても、リップフアン管理区の場合を除いてその後(少なくとも、一三二七年、一三二八年)大きな変化は見られなかつた。

(11) これは、会計報告(一三二六年五月二八日)では、ブルクグラーフ職の管区からの収益については、Aブルクグラーフは

租税を計上した (tecit rationem) \blacktriangledown と述べられており、三つの管理区からの収益については、 \blacktriangle ブルクグラーフは租税を受領した (recepit) \blacktriangledown と見え、それぞれ文書記載上区別されている点からもわかる。

(12) ここで挙げた数字はすべて前註 (11) の一三二六年五月二十八日のブルクグラーフの会計報告 (Kogler, a. a. O. 514. Ann. 2) からとったものである。

(三) さて以上のデエタに基づいて、ティロールの城塞に置かれたブルクグラーフ職が一、二世紀から、一三世紀にかけて、担ってきた財政上の任務をここで推察しておきたい。それは次のようである。元来ブルクグラーフは、後世になつて三つの所領管理区が設けられてそれにまとめあげられるはずの伯家の所領とフォークタイとの管理に携わっていた。この管理区域で彼は租税、貢租、フォークタイ料の徴収事務に當っていた。これは、独立の三つの管理区 (prepositura) が設けられた後もその管理人が収益を彼に手渡さねばならなかったことから見てもわかる。ブルクグラーフによるこの租税等徴収の職務、あるいはその職務のおよぶ区域がブルクグラーフ職の管区 (purggravatuz) と呼ばれていた。ところで、リップフィアンについては、 \blacktriangle Virloker et Bernhardus prepositi \blacktriangledown が一二九五年五月二五日にはじめて会計報告を行なっているが、まさに両管理人が特別に任命されることによつてリップフィアンの地域に管理区リップフィアンが設けられたのである。当初この管理区は従来のブルクグラーフ職の管区の中に設けられた (一三〇一年六月一九日のリップフィアン管理区の会計報告には、 \blacktriangle de officio eorum (d. i. prepositorum) in purgravatuz \blacktriangledown と見える) ⁽¹³⁾。一方、マイス、およびシュエンナの場合には、 \blacktriangle Viricus de Schennan et Gruberius de Mais \blacktriangledown の兩名が同時点で管理人に特別に任命され、彼らが共同して共通の会計報告 (一二九五年五月二四日の報告が最初) を行なうことによつて、最初は一箇の管理区が同じく従来のブルクグラーフ職の管区の中に設けられたことになる (ここでも、一三〇三年六月一七日の会計報告によれば、 \blacktriangle in Schennan et in Mays in purgravatuz \blacktriangledown と述べられている) ⁽¹³⁾。しかし、一三二四年四月一五日 (Mays)、四月一七日 (Schöna) の会計報告から知れるよう

に、彼ら兩名は一三一四年にそれぞれ別個に自分の職務に就くことである（*pro parte sui officii*）。二個の独立した管理区マイス、および管理区シェンナが新しく成立したのである。このように以上三つの管理区が独立することによって、当然従来のブルクグラーフ管理区域（*purkgravatus*）は著しく狭められることになった。そして、この狭められた領域が、「ブルクグラーフ職の管区」あるいは「ブルクグラーフ管区自体」（*officium purkgravatus*、*ipsum officium*）、一三二六年五月二八日の会計報告）と呼ばれるようになったのである。⁽¹²⁾

以上のごとく、リップフィアン、マイス、シェンナの管理区は、新たに役人が特別・別個に任命されることではじめて、既存のブルクグラーフの管理区域の中にあつてそれぞれの独立の官職区として設置された。それ故に、この事情より、当初会計報告者が、ブルクグラーフ（*purkgravius Tyrolensis*）と管理人（*prepositus*）とを兼任したのもよく説明できる。⁽¹¹⁾これはともかく、以上述べてきたことと共に、最後にもう一点の事実を付け加えることで、本来のわれわれの問題に答えたい。先ず直轄領管理区リップフィアンに関して次の二点に注目しよう。（イ）この管理区の管理人がティロールの管理区（*prepositura in Tirolo*）の管理人も兼ねていたこと、（ロ）この管理区の管理人が、*Naturus*、*Algund*、および *Riffian* の三つの教区（*parochia*）からあがるブドウ税の管理（会計報告）にも当たっていたこと⁽¹²⁾、これである。かくしてここに、本稿の出発点となった一一五八年の第一文書で冒頭部分に述べられていた *Naturus* 以下すべての在地（村）を見ることになるであろう。すなわち、これらの領域に所在した所領とフォークタイとの収益を一二世紀から一三世紀にかけてブルクグラーフが管掌しており、そしてまさにこの収益がティロール伯家の伯裁判所権力行使のための実力基盤となったのである。しかも、他面伯裁判所は、時と共に充実してゆくこの実力基盤を支柱としたことによってやがて一つの転機を迎えることになった点も注目せねばならない。この点は第二章第二節で論じたい。

- (113) Kogler, a. a. O. 481. Anm. 1.
 (114) Kogler, a. a. O. 481. Anm. 1.
 (115) Kogler, a. a. O. 478. Anm. 1.
 (116) これはおきふく、ティロールの城塞園 (Burgfrieden) に相対するものと扱われる。T. W. IV (O. W. V), Nr. 1, S. 1 (die ordnung des fürstlichen schloss Tyrol burkfriden)。
 (117) Kogler, a. a. O. 478. Anm. 1.
 (118) Kogler, a. a. O. 514. Anm. 2.
 (118^a) 当時のブルクグラーフについては、次の第二節「第一、証人団構成員のうち〔IV〕(イ)を見よ。」

以上で第一章第一節ラント法を終えたい。これを要約すれば次の通りである。伯領フィンチュガウのラント法を制度的に保証し、「ラント・フィンチュガウ」を構成した上級ラント裁判所たるティロール領主家の伯裁判所は、さらに、在地の農民団体に対して下級ラント裁判所として働くことにより、伯領におけるティロールの領主の領域支配権形成の基礎となった。他面伯裁判所は、より広域な領域権力の形成に当ってはおのずと、トリエント司教のレーエン裁判所で組織され、伯領フィンチュガウにおけるとは別種の支配構造にも直面せざるを得なかつたのである。これら領域権力の形成を企てるについては、伯裁判所は、ブルクグラーフに管掌された土地所有とフォークタイからの収益にその活動源を持ち、これを通じてやがてある転機を迎えるに到った。

[未完]